

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第107号	さいたま市開発行為の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則	都 市 計 画 課	令和6年11月12日
規則第108号	さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	子 育 て 支 援 課	令和6年11月22日
規則第109号	さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則	子 育 て 支 援 課	令和6年11月22日
規則第110号	さいたま市結核児童療育給付規則の一部を改正する規則	健 康 支 援 課	令和6年11月27日
規則第111号	さいたま市母子保健法施行細則の一部を改正する規則	健 康 支 援 課	令和6年11月27日
規則第112号	さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則	医 事 課	令和6年11月27日
規則第113号	さいたま市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則	高 齢 福 祉 課	令和6年11月28日
規則第114号	さいたま市健康福祉センター西楽園条例施行規則の一部を改正する規則	高 齢 福 祉 課	令和6年11月28日
規則第115号	さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場条例施行規則の一部を改正する規則	高 齢 福 祉 課	令和6年11月28日
規則第116号	さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	障 害 福 祉 課	令和6年11月28日
規則第117号	さいたま市心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則	障 害 福 祉 課	令和6年11月28日
規則第118号	さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	障 害 福 祉 課	令和6年11月28日
規則第119号	さいたま市助産の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則	子 ども 家 庭 支 援 課	令和6年11月28日
規則第120号	さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	国 保 年 金 課	令和6年11月28日
規則第121号	さいたま市国民健康保険高額療養費資金貸付規則の一部を改正する規則	国 保 年 金 課	令和6年11月28日
規則第122号	さいたま市国民健康保険出産費資金貸付規則の一部を改正する規則	国 保 年 金 課	令和6年11月28日
規則第123号	さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則	デジタル改革推進部	令和6年12月25日
規則第124号	さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	おいしい給食サポート課	令和6年12月25日
規則第125号	さいたま市健康福祉センター西楽園条例施行規則の一部を改正する規則	高 齢 福 祉 課	令和6年12月25日

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第126号	さいたま市技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和6年12月27日
規則第127号	さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則	職 員 課	令和6年12月27日
規則第128号	さいたま市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和6年12月27日
規則第129号	さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和6年12月27日
規則第130号	さいたま市大宮ふれあい福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則	福 祉 総 務 課	令和6年12月27日
規則第131号	さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則	子 育 て 支 援 課	令和6年12月27日

さいたま市規則第 1 0 7 号

さいたま市開発行為の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市開発行為の手続に関する条例施行規則（平成 2 1 年さいたま市規則第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事前協議申請等) 第 4 条 〔略〕 2 条例第 8 条第 3 項の規定による規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(9) 〔略〕 <u>(10)</u> 児童及び生徒の増加に伴う措置に関すること。 <u>(11)</u> 〔略〕 3・4 〔略〕	(事前協議申請等) 第 4 条 〔略〕 2 条例第 8 条第 3 項の規定による規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(9) 〔略〕 <u>(10)</u> 〔略〕 3・4 〔略〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 1 2 月 7 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市開発行為の手続に関する条例施行規則第 4 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後にさいたま市開発行為の手続に関する条例（平成 2 0 年さいたま市条例第 5 4 号）第 8 条第 1 項の申請をした場合の同条第 3 項の調整について適用し、同日前に同条第 1 項の申請をした場合の同条第 3 項の調整については、なお従前の例による。

さいたま市規則第 1 0 8 号

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則（平成 2 0 年さいたま市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																												
（受給資格の登録の申請） 第 8 条 条例第 7 条第 1 項の規定により子育て支援医療費助成金の支給を受けようとする者は、子育て支援医療費助成金受給資格登録申請書兼同意書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添付して受給資格の登録の申請（以下「登録申請」という。）をしなければならない。 (1) [略] (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 2 [略] 様式第 5 号（第 8 条関係） 子育て支援医療費助成金受給資格登録申請書兼同意書 <table><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td rowspan="4">加入医療保険</td><td>記号・番号</td><td></td><td rowspan="5">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>資格取得年月日</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">※加入医療保険の状況がわかるものを提示していただきます。</td></tr></table> [略]	[略]				加入医療保険	記号・番号		[略]	[略]		資格取得年月日		※加入医療保険の状況がわかるものを提示していただきます。		（受給資格の登録の申請） 第 8 条 条例第 7 条第 1 項の規定により子育て支援医療費助成金の支給を受けようとする者は、子育て支援医療費助成金受給資格登録申請書兼同意書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添付して受給資格の登録の申請（以下「登録申請」という。）をしなければならない。 (1) 乳幼児・児童の氏名が記載された医療保険の被保険者証、組合員証又は加入者証の写し (2) [略] (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 2 [略] 様式第 5 号（第 8 条関係） 子育て支援医療費助成金受給資格登録申請書兼同意書 <table><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td rowspan="4">加入医療保険</td><td>保険証記号・番号</td><td></td><td rowspan="5">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>資格取得年月日</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table> [略]	[略]				加入医療保険	保険証記号・番号		[略]	[略]		資格取得年月日			
[略]																													
加入医療保険	記号・番号		[略]																										
	[略]																												
	資格取得年月日																												
	※加入医療保険の状況がわかるものを提示していただきます。																												
[略]																													
加入医療保険	保険証記号・番号		[略]																										
	[略]																												
	資格取得年月日																												
様式第 8 号（第 1 1 条関係） 子育て支援医療費受給資格証再交付申請書	様式第 8 号（第 1 1 条関係） 子育て支援医療費受給資格証再交付申請書																												

[略]			
乳 幼 児 ・ 児 童	[略]		
	[略]		被保険者記 号・番号
	[略]		
	資格取得 年月日	[略]	
	※加入医療保険の状況がわかるものを提 示していただきます。		

[略]

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

子育て支援医療費助成金支給申請書 [略]			
[略]	加入 医療 保険	[略]	
		記号・番号	[略]
		[略]	

[略]

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

さいたま市 子育て支援医療費助成金連記式請求明
細書

[略]

[略]	被保険者記 号・番号	[略]
[略]		
[略]		[略]

様式第 1 2 号（第 1 5 条関係）

子育て支援医療費助成金受給資格内容等変更（消滅
）届

[略]

[略]

[略]

[略]			
加 入 医 療 保 険	記号・番号		[略]
	[略]		
	資格取得年月日	[略]	
	※加入医療保険の状況がわかる ものを提示していただきます。		
	[略]		

[略]

[略]			
乳 幼 児 ・ 児 童	[略]		
	[略]		保険証記号 ・番号
	[略]		
	資格取得 年月日	[略]	

[略]

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

子育て支援医療費助成金支給申請書 [略]			
[略]	加入 医療 保険	[略]	
		保険証記 号・番号	[略]
		[略]	

[略]

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

さいたま市 子育て支援医療費助成金連記式請求明
細書

[略]

[略]	保険証記 号・番号	[略]
[略]		
[略]		[略]

様式第 1 2 号（第 1 5 条関係）

子育て支援医療費助成金受給資格内容等変更（消滅
）届

[略]

[略]

[略]

[略]			
加 入 医 療 保 険	保険証記号・番号		[略]
	[略]		
	資格取得年月日	[略]	
	[略]		

[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則様式第5号、様式第8号、様式第9号、様式第11号及び様式第12号の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第 1 0 9 号

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 1 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（受給資格証の交付申請） 第 1 4 条 条例第 5 条第 1 項の申請は、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請書（現況届）兼受給資格者台帳（様式第 1 号）に対象者に係る次に掲げる書類を添付して行わなければならない。 (1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] 2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第 1 号から第 7 号までの書類の添付を省略することができる。 3 ～ 6 [略]	（受給資格証の交付申請） 第 1 4 条 条例第 5 条第 1 項の申請は、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請書（現況届）兼受給資格者台帳（様式第 1 号）に対象者に係る次に掲げる書類を添付して行わなければならない。 <u>(1) 医療保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類</u> (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] 2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第 2 号から第 8 号までの書類の添付を省略することができる。 3 ～ 6 [略]

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号(第14条、第20条関係)

㊦ ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請書(現況届)兼受給資格者台帳

① 申 請 者	フリガナ					生年月日		年 月 日生		⑤振込先 金融機関	銀行・信金・農協				普通 預金	口座番号								
	氏名										支店（店番 ）					メ イ ギ ニ ン								
	住所											⑥ 加入 医療 保険 の 状 況	保 険 の 種 類				1国保 2組合 3協け 4日雇 5船員 6共済 7後期							
	職業					勤務先				記 号 ・ 番 号				—		世帯主・被保険者・組合員・加入者の氏名								
	勤務先所在地												保 険 者 名 称 (保 険 組 合 等 の 名 称)				国保・健保・共済 全国健保・後期				申請者との続柄			
	生活保護の受給状況	受給(年 月 日から)・非受給		児童扶養手当の受給状況		受給(年 月 日から)・非受給		保 険 者 番 号									資格取得年月日		年 月 日					
												保 険 者 所 在 地		電話番号										
② ひとり親家庭等となつた事由		ア 離婚 イ 死亡(父・母) ウ 障害(父・母) エ 生死不明(父・母) オ 遺棄(父・母) カ 保護命令 キ 拘禁(父・母) ク 未婚の女子の子 ケ クかどうか不明 コ 父母死亡 サ その他										※加入医療保険の状況がわかるものを提示していただきます。												
③ 家 族 の 状 況	フリガナ	生年月日	続柄	同居 別居	生計	監護又は養育を始めた年月日	対 象 非対象	備 考		所得者等	年分所得		⑦ 申 請 者	⑧ 配 偶 者	⑨ 扶 養 義 務 者									
	氏名							個人番号			氏名	a	b	c	d									
								住民コード			(続 柄)			()	()									
		・ ・	申請者 本人	/	/		対 象 非対象				⑩ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数 (内老人扶養親族の数及び特定扶養親族等の数)	人 (老人) (特 16～19歳 人)	人 (老人)	人 (老人)	人 (老人)									
		・ ・		同居 別居	同 別		対 象 非対象				⑪ 上記以外で前年12月31日において申請者によって生計を維持している児童	人												
		・ ・		同居 別居	同 別		対 象 非対象				上記のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格証の交付を申請します。 支給事業の現況を届出します。													
		・ ・		同居 別居	同 別		対 象 非対象																	
		・ ・		同居 別居	同 別		対 象 非対象																	
④ 児 童 に 障 害 が あるとき	氏名	障 害 名	※ 障 害 確 認 の 内 容					該当 非該当	【公簿等の確認に関する同意について】 さいたま市がひとり親家庭等医療費受給資格の認定・更新に当たって行う次の事項について同意します。 さいたま市が保有する公簿等により、同居人の有無、児童扶養手当の認定情報、特別児童扶養手当の認定情報及び市民税の課税状況等の確認を行うこと。 年 月 日 住所 氏名 注															
			確認書類 手帳等の番号 等級					発 行 者																
[注] 確認書類は、次の書類番号を記入のこと		[1身障手帳 2療育手帳 3診断書 4特別児童扶養手当 5その他()]																						

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																											
様式第 8 号（第 1 8 条関係） <table><tr><td colspan="4">ひとり親家庭等医療費支給申請書 [略]</td></tr><tr><td rowspan="3">[略]</td><td rowspan="3">加入 医療 保険</td><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>記号・番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr></table>	ひとり親家庭等医療費支給申請書 [略]				[略]	加入 医療 保険	[略]		記号・番号	[略]	[略]		[略]				様式第 8 号（第 1 8 条関係） <table><tr><td colspan="4">ひとり親家庭等医療費支給申請書 [略]</td></tr><tr><td rowspan="3">[略]</td><td rowspan="3">加入 医療 保険</td><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>保険証記 号・番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr></table>	ひとり親家庭等医療費支給申請書 [略]				[略]	加入 医療 保険	[略]		保険証記 号・番号	[略]	[略]		[略]														
ひとり親家庭等医療費支給申請書 [略]																																												
[略]	加入 医療 保険	[略]																																										
		記号・番号	[略]																																									
		[略]																																										
[略]																																												
ひとり親家庭等医療費支給申請書 [略]																																												
[略]	加入 医療 保険	[略]																																										
		保険証記 号・番号	[略]																																									
		[略]																																										
[略]																																												
様式第 1 0 号（第 1 9 条関係） さいたま市 ひとり親家庭等医療費連記式請求明細書 <table><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>被保険者記 号・番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	[略]			[略]	被保険者記 号・番号	[略]	[略]			[略]		[略]	様式第 1 0 号（第 1 9 条関係） さいたま市 ひとり親家庭等医療費連記式請求明細書 <table><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>保険証記 号・番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	[略]			[略]	保険証記 号・番号	[略]	[略]			[略]		[略]																			
[略]																																												
[略]	被保険者記 号・番号	[略]																																										
[略]																																												
[略]		[略]																																										
[略]																																												
[略]	保険証記 号・番号	[略]																																										
[略]																																												
[略]		[略]																																										
様式第 1 1 号（第 2 0 条関係） ⑧ ひとり親家庭等医療費受給資格者変更（消滅）届 <table><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td rowspan="5">変 更 の 場 合</td><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="2">新加入 医療保 険の状 況</td><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>保険者番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="3">※加入医療保険の状況がわかる ものを提示していただきます。</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr></table>	[略]				変 更 の 場 合	[略]			新加入 医療保 険の状 況	[略]		保険者番号	[略]	※加入医療保険の状況がわかる ものを提示していただきます。			[略]			[略]				様式第 1 1 号（第 2 0 条関係） ⑧ ひとり親家庭等医療費受給資格者変更（消滅）届 <table><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td rowspan="4">変 更 の 場 合</td><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="2">新加入 医療保 険の状 況</td><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>保険者番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr></table>	[略]				変 更 の 場 合	[略]			新加入 医療保 険の状 況	[略]		保険者番号	[略]	[略]			[略]			
[略]																																												
変 更 の 場 合	[略]																																											
	新加入 医療保 険の状 況	[略]																																										
		保険者番号	[略]																																									
	※加入医療保険の状況がわかる ものを提示していただきます。																																											
	[略]																																											
[略]																																												
[略]																																												
変 更 の 場 合	[略]																																											
	新加入 医療保 険の状 況	[略]																																										
		保険者番号	[略]																																									
	[略]																																											
[略]																																												

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則様式第1号、様式第8号、様式第10号及び様式第11号の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第 1 1 0 号

さいたま市結核児童療育給付規則の一部を改正する規則

さいたま市結核児童療育給付規則（平成 1 5 年さいたま市規則第 1 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
様式第 1 号（第 2 条関係） 療育給付申請書 [略] <table><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>被保険者等の記号及び番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> [略]	[略]		被保険者等の記号及び番号	[略]	[略]		様式第 1 号（第 2 条関係） 療育給付申請書 [略] <table><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>被保険者証の記号及び番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> [略]	[略]		被保険者証の記号及び番号	[略]	[略]	
[略]													
被保険者等の記号及び番号	[略]												
[略]													
[略]													
被保険者証の記号及び番号	[略]												
[略]													

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市結核児童療育給付規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第 1 1 1 号

さいたま市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市母子保健法施行細則（平成 1 4 年さいたま市規則第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
（居住地等の変更） 第 5 条 養育医療券の交付を受けた者は、養育医療の給付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、養育医療受給者居住地等変更届（様式第 8 号）を保健所長に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) 保険者等の名称並びに<u>被保険者等</u>の記号及び番号に変更があったとき。 様式第 1 号（第 2 条関係） [略] 養育医療給付申請書 [略] <table><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td><u>被保険者等</u>の記号及び番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> [略] 様式第 8 号（第 5 条関係） [略] 養育医療受給者居住地等変更届 [略] <table><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td><u>被保険者等</u>の記号及び番号の変更</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	[略]		<u>被保険者等</u> の記号及び番号	[略]	[略]		[略]		<u>被保険者等</u> の記号及び番号の変更	[略]	[略]		（居住地等の変更） 第 5 条 養育医療券の交付を受けた者は、養育医療の給付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、養育医療受給者居住地等変更届（様式第 8 号）を保健所長に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) 保険者等の名称並びに<u>被保険者証等</u>の記号及び番号に変更があったとき。 様式第 1 号（第 2 条関係） [略] 養育医療給付申請書 [略] <table><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td><u>被保険者証等</u>の記号及び番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> [略] 様式第 8 号（第 5 条関係） [略] 養育医療受給者居住地等変更届 [略] <table><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td><u>被保険者証等</u>の記号及び番号の変更</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	[略]		<u>被保険者証等</u> の記号及び番号	[略]	[略]		[略]		<u>被保険者証等</u> の記号及び番号の変更	[略]	[略]	
[略]																									
<u>被保険者等</u> の記号及び番号	[略]																								
[略]																									
[略]																									
<u>被保険者等</u> の記号及び番号の変更	[略]																								
[略]																									
[略]																									
<u>被保険者証等</u> の記号及び番号	[略]																								
[略]																									
[略]																									
<u>被保険者証等</u> の記号及び番号の変更	[略]																								
[略]																									

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市母子保健法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第 1 1 2 号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（入院） 第 8 条 病院に入院しようとする者は、外来診療を受け、入院加療が必要と認められたときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)・(2) 〔略〕 <u>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要な書類</u> <u>2 病院に入院しようとする者は、前項の書類の提出に加え、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法、資格確認書を提出し、又は提示する方法その他院長が認める方法のいずれかの方法により被保険者であることの確認を受けなければならない。</u> <u>3 院長は、第 1 項の入院申込書を受理した場合において、入院を承認したときは、当該申込者に対し、その旨及び入院に必要な事項を通知するものとする。</u> <u>4 〔略〕</u> <u>5 〔略〕</u>	（入院） 第 8 条 病院に入院しようとする者は、外来診療を受け、入院加療が必要と認められたときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)・(2) 〔略〕 <u>(3) 被保険者証</u> <u>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、必要な書類</u> <u>2 院長は、前項の入院申込書を受理した場合において、入院を承認したときは、当該申込者に対し、その旨及び入院に必要な事項を通知するものとする。</u> <u>3 〔略〕</u> <u>4 〔略〕</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に有効な被保険者証の交付を受けている者が、この条例の施行の日以後にさいたま市立病院に入院しようとする場合は、この規則による改正

後のさいたま市立病院管理規則第 8 条の規定にかかわらず、当該被保険者証が有効である間、なお従前の例によることができる。

さいたま市規則第 1 1 3 号

さいたま市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市老人福祉センター条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（個人利用の手続） 第 2 条 個人でセンターを利用しようとする者は、次の各号のいずれかの書類を提示し、口頭による申請を行わなければならない。ただし、市長が特に提示の必要がないと認めたときは、この限りでない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 運転免許証その他の条例第 7 条に規定する資格を有する者であることを証する書類（以下「年齢等証明書類」という。） (4) 〔略〕 2・3 〔略〕	（個人利用の手続） 第 2 条 個人でセンターを利用しようとする者は、次の各号のいずれかの書類を提示し、口頭による申請を行わなければならない。ただし、市長が特に提示の必要がないと認めたときは、この限りでない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 運転免許証、<u>国民健康保険証</u>その他の条例第 7 条に規定する資格を有する者であることを証する書類（以下「年齢等証明書類」という。） (4) 〔略〕 2・3 〔略〕

附 則

この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

さいたま市規則第 1 1 4 号

さいたま市健康福祉センター西楽園条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市健康福祉センター西楽園条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 8 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（利用料金の納付） 第 2 条 〔略〕 2 〔略〕 3 前項の場合において、第 1 項第 1 号の利用券により入館しようとする者は、次の各号のいずれかの書類を併せて提示しなければならない。ただし、市長が特に提示の必要がないと認めたときは、この限りでない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 運転免許証その他の年齢及び住所を証する書類（以下「年齢等証明書類」という。） 様式第 4 号（第 3 条関係） 健康福祉センター西楽園利用証交付申請書 〔略〕 備考 運転免許証その他の年齢及び住所を証する書類を提示してください。 様式第 6 号（第 3 条関係） 健康福祉センター西楽園利用証記載事項変更届 〔略〕 〔略〕 備考 本人の住所に変更があったときは、運転免許証その他の変更後の住所を証する書類を提示してください。 様式第 7 号（第 4 条関係） 健康福祉センター西楽園利用証再交付申請書	（利用料金の納付） 第 2 条 〔略〕 2 〔略〕 3 前項の場合において、第 1 項第 1 号の利用券により入館しようとする者は、次の各号のいずれかの書類を併せて提示しなければならない。ただし、市長が特に提示の必要がないと認めたときは、この限りでない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 運転免許証、<u>国民健康保険証</u>その他の年齢及び住所を証する書類（以下「年齢等証明書類」という。） 様式第 4 号（第 3 条関係） 健康福祉センター西楽園利用証交付申請書 〔略〕 備考 運転免許証、<u>国民健康保険証</u>その他の年齢及び住所を証する書類を提示してください。 様式第 6 号（第 3 条関係） 健康福祉センター西楽園利用証記載事項変更届 〔略〕 〔略〕 備考 本人の住所に変更があったときは、運転免許証、<u>国民健康保険証</u>その他の変更後の住所を証する書類を提示してください。 様式第 7 号（第 4 条関係） 健康福祉センター西楽園利用証再交付申請書

[略] 備考 運転免許証その他の年齢及び住所を証する書類を提示してください。	[略] 備考 運転免許証、<u>国民健康保険証</u>その他の年齢及び住所を証する書類を提示してください。
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市健康福祉センター西楽園条例施行規則様式第4号、様式第6号及び様式第7号の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第 1 1 5 号

さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場条例施行規則（平成 2 9 年さいたま市規則第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(個人利用の申請) 第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定により、グラウンド・ゴルフ場の個人利用の許可を受けようとする者は、次の各号のいずれかの書類を提示し、口頭による申請を行わなければならない。ただし、市長が特に提示の必要がないと認めたときは、この限りでない。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 運転免許証 (5) 〔略〕	(個人利用の申請) 第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定により、グラウンド・ゴルフ場の個人利用の許可を受けようとする者は、次の各号のいずれかの書類を提示し、口頭による申請を行わなければならない。ただし、市長が特に提示の必要がないと認めたときは、この限りでない。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 運転免許証又は国民健康保険被保険者証 (5) 〔略〕

附 則

この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

さいたま市規則第 1 1 6 号

さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
細則の一部を改正する規則

さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
(平成 1 8 年さいたま市規則第 6 5 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
（自立支援医療費の支給認定に係る手続） 第 1 8 条 省令第 3 5 条第 1 項に規定する申請書は、 次の各号に掲げる自立支援医療の種類ごとに当該 各号に定める申請書とする。 (1)・(2) [略] (3) 精神通院医療 <u>自立支援医療費（精神通院） 支給認定申請書（新規・転入・再認定・変更（ 所得区分・指定医療機関・有効期間））</u>（様式 第 2 1 号） 2・3 [略] （自立支援医療費の支給認定の変更に係る手続等 ） 第 2 0 条 省令第 4 5 条第 1 項に規定する申請書は、 次の各号に掲げる自立支援医療の種類ごとに当該 各号に定める申請書とする。 (1)・(2) [略] (3) 精神通院医療 <u>自立支援医療費（精神通院） 支給認定申請書（新規・転入・再認定・変更（ 所得区分・指定医療機関・有効期間））</u> 2～4 [略] 様式第 1 号（第 4 条関係）（表） （介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付 費 地域相談支援給付費） 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 [略] <table border="1"> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>被保険者記号及び</td><td>[略]</td></tr> </table>	[略]		被保険者記号及び	[略]	（自立支援医療費の支給認定に係る手続） 第 1 8 条 省令第 3 5 条第 1 項に規定する申請書は、 次の各号に掲げる自立支援医療の種類ごとに当該 各号に定める申請書とする。 (1)・(2) [略] (3) 精神通院医療 <u>自立支援医療費（精神通院） 支給認定申請書（新規・転入・再認定・変更（ 所得区分・指定医療機関））</u>（様式第 2 1 号） 2・3 [略] （自立支援医療費の支給認定の変更に係る手続等 ） 第 2 0 条 省令第 4 5 条第 1 項に規定する申請書は、 次の各号に掲げる自立支援医療の種類ごとに当該 各号に定める申請書とする。 (1)・(2) [略] (3) 精神通院医療 <u>自立支援医療費（精神通院） 支給認定申請書（新規・転入・再認定・変更（ 所得区分・指定医療機関））</u> 2～4 [略] 様式第 1 号（第 4 条関係）（表） （介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付 費 地域相談支援給付費） 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 [略] <table border="1"> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>被保険者証の記号</td><td>[略]</td></tr> </table>	[略]		被保険者証の記号	[略]
[略]									
被保険者記号及び	[略]								
[略]									
被保険者証の記号	[略]								

番号 (※)	
[略]	

※「被保険者記号及び番号」欄及び「保険者名及び番号」欄は、療養介護を申請する場合に記入すること。

[略]

[略]

様式第4号 (第6条関係) (表)

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)

支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

[略]

[略]	
被保険者記号及び番号 (※)	[略]
[略]	

※「被保険者記号及び番号」欄及び「保険者名及び番号」欄は、療養介護を申請する場合に記入すること。

[略]

[略]

様式第19号 (第18条、第20条関係)

自立支援医療費 (育成医療) 支給認定申請書 (新規・再認定・変更) ※1	
[略]	
受診者の <u>被保険者</u> 記号及び番号	[略]
[略]	

[略]

様式第20号 (第18条、第20条関係)

自立支援医療費 (更生医療) 支給認定申請書
(新規・再認定・変更)

[略]		
負担額に関する事項	受診者の <u>被保険者</u> 記号及び番号	[略]
	[略]	
[略]		

[略]

様式第21号 (第18条、第20条関係)

自立支援医療費 (精神通院) 支給認定申請書 (新規

・転入・再認定・所得区分
指定医療機関 変更) ※1
有効期間

及び番号 (※)	
[略]	

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び番号」欄は、療養介護を申請する場合に記入すること。

[略]

[略]

様式第4号 (第6条関係) (表)

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)

支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

[略]

[略]	
被保険者証の記号及び番号 (※)	[略]
[略]	

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び番号」欄は、療養介護を申請する場合に記入すること。

[略]

[略]

様式第19号 (第18条、第20条関係)

自立支援医療費 (育成医療) 支給認定申請書 (新規・再認定・変更) ※1	
[略]	
受診者の <u>被保険者証</u> の記号及び番号	[略]
[略]	

[略]

様式第20号 (第18条、第20条関係)

自立支援医療費 (更生医療) 支給認定申請書
(新規・再認定・変更)

[略]		
負担額に関する事項	受診者の <u>被保険者証</u> の記号及び番号	[略]
	[略]	
[略]		

[略]

様式第21号 (第18条、第20条関係)

自立支援医療費 (精神通院) 支給認定申請書 (新規

・転入・再認定・所得区分
指定医療機関 変更) ※1

[略]		
負担額に関する事項	受診者の被保険者記号及び番号	[略]
	[略]	
[略]		
私は、上記のとおり自立支援医療費の支給を申請します。なお、申請にあたり以下について同意します。 ・申請内容に不備・不足があった際は、区役所記入欄の「今回所得区分」に変更が生じる場合があること。 ・支給認定にあたり、必要なときは、受診者及び受診者の世帯員の市町村民税の課税状況、保険の加入状況、年金・手当等の公的扶助等の受給状況について、関係する担当課又はその他官公署等に照会すること。 年 月 日 申請者住所 申請者氏名（自筆による署名又は記名押印） （宛先）さいたま市長		[略]
[略]		

[略]		
前回所得区分	生保・低１・低２・中間１・中間２・一定以上・ <u>確認中</u>	[略]
今回所得区分	生保・低１・低２・中間１・中間２・一定以上・ <u>確認中</u>	[略]
[略]		
添付書類	医師の診断書（意見書） ☐ 受給者証の写し ☐ 手帳の写し ☐ その他（ <u> </u> ）	
所得確認書類	・個人番号 ・市民税課税証明書 ・市民税納税通知書 ・市民税非課税証明書 ・標準負担額減額認定証・生活保護受給世帯の証明書 <u> </u> 収入申告書 ・その他収入等を証明する書類（ <u> </u> ）	
[略]		

様式第２２号（第１９条関係）
（表）

自立支援医療受給者証(育成医療)		
[略]		
受診者	[略]	
	住 所	[略]

[略]		
負担額に関する事項	受診者の被保険者証の記号及び番号	[略]
	[略]	
[略]		
私は、上記のとおり自立支援医療費の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 （宛先）さいたま市長		[略]
[略]		

[略]		
前回所得区分	生保・低１・低２・中間１・中間２・一定以上	[略]
今回所得区分	生保・低１・低２・中間１・中間２・一定以上	[略]
[略]		
添付書類	医師の診断書（意見書） <u> </u> ☐ 被保険者証の写し ☐ 受給者証の写し ☐ 手帳の写し	
所得確認書類	・個人番号 ・市民税課税証明書 ・市民税納税通知書 ・市民税非課税証明書 ・標準負担額減額認定証・生活保護受給世帯の証明書 ・その他収入等を証明する書類（ <u> </u> ）	
[略]		

様式第２２号（第１９条関係）
（表）

自立支援医療受給者証(育成医療)				
[略]				
受診者	[略]			
	住 所	[略]		
	被保険者			

	[略]	
[略]		
有効期間		
備考		
[略]		

[略]

(裏)

[略]

様式第 2 3 号 (第 1 9 条関係)

自立支援医療受給者証(更生医療)		
[略]		
受 診 者	[略]	
	住 所	[略]
	[略]	
[略]		
特定疾病療養 受療証		
備考		
[略]		

証の記号 及び番号	記号		番号	
保険者名				
[略]				
[略]				
有効期間				
[略]				

[略]

(裏)

[略]

様式第 2 3 号 (第 1 9 条関係)

自立支援医療受給者証(更生医療)				
[略]				
受 診 者	[略]			
	住 所	[略]		
	被保険者 証の記号 及び番号		保険者名	
[略]				
[略]				
特定疾病療養 受療証				
[略]				

様式第 2 4 号 (表) 及び様式第 2 4 号 (裏) を次のように改正する。

注 意 事 項

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 8 条に基づく自立支援医療費の支給を受ける場合には、この受給者証を、記載されている指定自立支援医療機関に提示してください。
- 2 記載されている指定自立支援医療機関等を変更しようとするときは、あらかじめ受給者の居住地を管轄する区役所支援課に申請してください。手続きには受給者証が必要です。
- 3 記載されている氏名、住所等が変わったときは、受給者の居住地を管轄する区役所支援課に届け出てください。手続きには以下のものが必要です。
 - ① 受給者証
- 4 記載されている月額自己負担上限額を変更しようとするときは、あらかじめ受給者の居住地を管轄する区役所支援課に申請してください。手続きには以下のものが必要です。
 - ① 受給者証
 - ② 医療保険の「世帯」の所得の変更の場合は、課税及び所得が変更した旨を示す書類
 - ③ 「高額治療継続者」の該当となった場合は、意見書又は高額療養費が過去 3 回以上かかったことがわかる書類
- 5 月額自己負担上限額の欄で金額が定められている場合には、別に定める自己負担上限額管理票を、記載されている指定自立支援医療機関に提示し、支払った自己負担額の証明をもらってください。その上で、自己負担額が上限額を超えた場合は、その月の超過分について、自立支援医療費の自己負担が不要になります。
- 6 再認定を受ける場合は有効期間の終了する 3 カ月前から 1 カ月前までの間にこの受給者証を添えて申請してください。
- 7 この受給者証の有効期間中に、治療を受ける必要がなくなったとき、又は期限が切れたとき、その他居住地を他市町村に変更するときには、速やかに居住地を管轄する区役所支援課にこの受給者証を返納してください。

自 立 支 援 医 療
受 給 者 証

さいたま市

（精神通院）

様式第 2 4 号（第 1 9 条関係）（裏）

公 費 負 担 者 番 号			
自 立 支 援 医 療 費 受 給 者 番 号			
受 診 者	フリガナ		
	氏 名		
	生 年 月 日		
	住 所		
保 護 者 受 診 者 が 1 8 歳 未 満 の 場 合)	氏 名		
	住 所		
	続 柄		
備 考			

自己負担上限額		高額治療 継 続 者	
有 効 期 間		年 月 日～ 年 月 日	
指 定 自 立 支 援 医 療 機 関			
上記のとおり認定する。 年 月 日 さいたま市長 印			
次回再認定申請開始日		年 月から	
次回再認定申請時の 意 見 書 等 の 添 付			

備考 この用紙はA 5 版を用い、中央の点線のところで二つ折りすること。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																				
様式第 2 8 号(第 2 1 条関係)	様式第 2 8 号(第 2 1 条関係)																																				
<table><tr><td colspan="3">自立支援医療受給者証等記載事項変更届(育成医療)</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="4">変更内容</td><td>事 項</td><td rowspan="4">[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳番号</td></tr><tr><td>その他事項</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table>	自立支援医療受給者証等記載事項変更届(育成医療)			[略]			変更内容	事 項	[略]	[略]	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳番号	その他事項	[略]			[略]			<table><tr><td colspan="3">自立支援医療受給者証等記載事項変更届(育成医療)</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="4">変更内容</td><td>事 項</td><td rowspan="4">[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>被保険者証に関する事項（記号及び番号・保険者名・受診者と同一の加入者）</td></tr><tr><td>身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳番号</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table>	自立支援医療受給者証等記載事項変更届(育成医療)			[略]			変更内容	事 項	[略]	[略]	被保険者証に関する事項（記号及び番号・保険者名・受診者と同一の加入者）	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳番号	[略]			[略]		
自立支援医療受給者証等記載事項変更届(育成医療)																																					
[略]																																					
変更内容	事 項	[略]																																			
	[略]																																				
	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳番号																																				
	その他事項																																				
[略]																																					
[略]																																					
自立支援医療受給者証等記載事項変更届(育成医療)																																					
[略]																																					
変更内容	事 項	[略]																																			
	[略]																																				
	被保険者証に関する事項（記号及び番号・保険者名・受診者と同一の加入者）																																				
	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳番号																																				
[略]																																					
[略]																																					
様式第 2 9 号（第 2 1 条関係）	様式第 2 9 号（第 2 1 条関係）																																				
<table><tr><td colspan="3">自立支援医療受給者証等記載事項変更届(更生医療)</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="4">変更内容</td><td>事 項</td><td rowspan="4">[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>身体障害者手帳番号</td></tr><tr><td>その他事項</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table>	自立支援医療受給者証等記載事項変更届(更生医療)			[略]			変更内容	事 項	[略]	[略]	身体障害者手帳番号	その他事項	[略]			[略]			<table><tr><td colspan="3">自立支援医療受給者証等記載事項変更届(更生医療)</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="4">変更内容</td><td>事 項</td><td rowspan="4">[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>被保険者証に関する事項（記号及び番号・保険者名・受診者と同一の加入者）</td></tr><tr><td>身体障害者手帳番号</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table>	自立支援医療受給者証等記載事項変更届(更生医療)			[略]			変更内容	事 項	[略]	[略]	被保険者証に関する事項（記号及び番号・保険者名・受診者と同一の加入者）	身体障害者手帳番号	[略]			[略]		
自立支援医療受給者証等記載事項変更届(更生医療)																																					
[略]																																					
変更内容	事 項	[略]																																			
	[略]																																				
	身体障害者手帳番号																																				
	その他事項																																				
[略]																																					
[略]																																					
自立支援医療受給者証等記載事項変更届(更生医療)																																					
[略]																																					
変更内容	事 項	[略]																																			
	[略]																																				
	被保険者証に関する事項（記号及び番号・保険者名・受診者と同一の加入者）																																				
	身体障害者手帳番号																																				
[略]																																					
[略]																																					
様式第 3 0 号（第 2 1 条関係）	様式第 3 0 号（第 2 1 条関係）																																				
<table><tr><td colspan="3">自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院）</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="2">変更</td><td>事 項</td><td rowspan="2">[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table>	自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院）			[略]			変更	事 項	[略]	[略]	<table><tr><td colspan="3">自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院）</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="2">変更</td><td>事 項</td><td rowspan="2">[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table>	自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院）			[略]			変更	事 項	[略]	[略]																
自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院）																																					
[略]																																					
変更	事 項	[略]																																			
	[略]																																				
自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院）																																					
[略]																																					
変更	事 項	[略]																																			
	[略]																																				

更 内 容 精神障害者保健福祉 手帳番号 その他事項	更 内 容 被保険者証に関する 事項（記号及び番号 ・保険者名・受診者 と同一の加入者） 精神障害者保健福祉 手帳番号
[略]	[略]
[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第 1 1 7 号

さいたま市心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市心身障害者医療費支給条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 1 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																		
(受給資格の登録) 第3条 〔略〕 2 市長は、登録申請があった場合は、条例第3条に規定する対象者（以下「対象者」という。）に該当するかどうかについて、次に掲げる書類若しくはこれらに代わるものとして市長が認めるもの又は公簿等により確認するものとする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 条例第2条第2項に規定する医療保険各法の被保険者資格情報が確認できる書類 (4) 〔略〕 3・4 〔略〕 様式第6号（第6条関係）（その1） <table><tr><td colspan="4">心身障害者医療費支給申請書</td></tr><tr><td colspan="4">〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="3">〔略〕</td><td rowspan="3">加入 医療 保険</td><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>記号・番号</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table> 〔略〕 様式第8号（第7条関係）（その1） さいたま市 心身障害者医療費連記式請求明細書 <table><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>被保険者記号・番号</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr></table>	心身障害者医療費支給申請書				〔略〕				〔略〕	加入 医療 保険	〔略〕		記号・番号	〔略〕	〔略〕		〔略〕			〔略〕	被保険者記号・番号	〔略〕	〔略〕			(受給資格の登録) 第3条 〔略〕 2 市長は、登録申請があった場合は、条例第3条に規定する対象者（以下「対象者」という。）に該当するかどうかについて、次に掲げる書類又は公簿等により確認するものとする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 条例第2条第2項に規定する医療保険各法の被保険者証、組合員証又は加入者証 (4) 〔略〕 3・4 〔略〕 様式第6号（第6条関係）（その1） <table><tr><td colspan="4">心身障害者医療費支給申請書</td></tr><tr><td colspan="4">〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="3">〔略〕</td><td rowspan="3">加入 医療 保険</td><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>保険証記号・番号</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table> 〔略〕 様式第8号（第7条関係）（その1） さいたま市 心身障害者医療費連記式請求明細書 <table><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>保険証記号・番号</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr></table>	心身障害者医療費支給申請書				〔略〕				〔略〕	加入 医療 保険	〔略〕		保険証記号・番号	〔略〕	〔略〕		〔略〕			〔略〕	保険証記号・番号	〔略〕	〔略〕		
心身障害者医療費支給申請書																																																			
〔略〕																																																			
〔略〕	加入 医療 保険	〔略〕																																																	
		記号・番号	〔略〕																																																
		〔略〕																																																	
〔略〕																																																			
〔略〕	被保険者記号・番号	〔略〕																																																	
〔略〕																																																			
心身障害者医療費支給申請書																																																			
〔略〕																																																			
〔略〕	加入 医療 保険	〔略〕																																																	
		保険証記号・番号	〔略〕																																																
		〔略〕																																																	
〔略〕																																																			
〔略〕	保険証記号・番号	〔略〕																																																	
〔略〕																																																			

[略]		[略]	
様式第 8 号（第 7 条関係）（その 2）			
さいたま市 心身障害者医療費（後期高齢者医療該 当者用）連記式請求明細書			
[略]			
[略]	保険者番 号	被保険者 番号	[略]
[略]			
[略]		[略]	

[略]		[略]	
様式第 8 号（第 7 条関係）（その 2）			
さいたま市 心身障害者医療費（後期高齢者医療該 当者用）連記式請求明細書			
[略]			
[略]	後期高齢 者証保険 者番号	後期高齢 者証被保 険者番号	[略]
[略]			
[略]		[略]	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市心身障害者医療費支給条例施行規則様式第 6 号（その 1）、様式第 8 号（その 1）及び様式第 8 号（その 2）の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第 1 1 8 号

さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市児童福祉法施行細則（平成 1 5 年さいたま市規則第 1 0 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
様式第 1 号の 3（第 1 条の 3 関係）（表） 障害児通所給付費支給申請書兼 利用者負担額減額・免除等申請書 [略] <table border="1"> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>被保険者記号及び 番号（※）</td><td>[略]</td></tr> </table> ※ 「被保険者記号及び番号」欄及び「保険者名及び番号」欄は、肢体不自由児通所医療を申請する場合に記入すること。 [略]	[略]		被保険者記号及び 番号（※）	[略]	様式第 1 号の 3（第 1 条の 3 関係）（表） 障害児通所給付費支給申請書兼 利用者負担額減額・免除等申請書 [略] <table border="1"> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>被保険者証の記号 及び番号（※）</td><td>[略]</td></tr> </table> ※ 「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び番号」欄は、肢体不自由児通所医療を申請する場合に記入すること。 [略]	[略]		被保険者証の記号 及び番号（※）	[略]
[略]									
被保険者記号及び 番号（※）	[略]								
[略]									
被保険者証の記号 及び番号（※）	[略]								
様式第 1 号の 7（第 1 条の 6 関係）（表） 障害児通所給付費支給変更申請書兼 利用者負担額減額・免除等変更申請書 [略] <table border="1"> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>被保険者記号及び 番号（※）</td><td>[略]</td></tr> </table> ※ 「被保険者記号及び番号」欄及び「保険者名及び番号」欄は、肢体不自由児通所医療を申請する場合に記入すること。 [略]	[略]		被保険者記号及び 番号（※）	[略]	様式第 1 号の 7（第 1 条の 6 関係）（表） 障害児通所給付費支給変更申請書兼 利用者負担額減額・免除等変更申請書 [略] <table border="1"> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>被保険者証の記号 及び番号（※）</td><td>[略]</td></tr> </table> ※ 「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び番号」欄は、肢体不自由児通所医療を申請する場合に記入すること。 [略]	[略]		被保険者証の記号 及び番号（※）	[略]
[略]									
被保険者記号及び 番号（※）	[略]								
[略]									
被保険者証の記号 及び番号（※）	[略]								
様式第 1 1 号（第 8 条関係）（表） （障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費） 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 [略] <table border="1"> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	[略]		様式第 1 1 号（第 8 条関係）（表） （障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費） 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 [略] <table border="1"> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	[略]					
[略]									
[略]									

被保険者記号及び 番号＊	〔略〕	被保険者証の記号 及び番号＊	〔略〕
〔略〕		〔略〕	
＊「被保険者記号及び番号」欄及び「保険者 名及び番号」欄は、医療型障害児入所施設又 は指定発達支援医療機関を希望する場合記入 すること。		＊「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保 険者名及び番号」欄は、医療型障害児入所施 設又は指定発達支援医療機関を希望する場合 記入すること。	
〔略〕		〔略〕	

様式第 1 3 号（裏）及び様式第 1 3 号の 2 を次のように改正する。

様式第 1 3 号（第 9 条関係）（裏）

(四)	(五)				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="208 256 1104 304">注意事項欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="208 304 1104 1374"> 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 2 指定入所支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定施設に提示してください。 3 医療型障害児入所施設に入所するときは、この証に医療保険の資格情報が確認できる書類及び障害児入所医療受給者証を添えて、指定障害児入所施設等に提示してください。 4 指定入所支援を受けるときに支払う金額は、当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が指定障害児入所支援に通常要する費用（入所特定費用を除く。）の総額の 1 割相当を超えるときは 1 割相当の額）です。ただし、この証の二面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。（※個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。） また、食事及び居住に要する費用については、特定入所障害児食費等給付費欄に記載する額を一日当たりの上限として支給します。 5 負担上限月額及び特定入所障害児食費等給付費については、毎年入所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を児童相談所に提出してください。 6 入所給付決定期間を経過したときは、障害児入所給付費の支給を受けられませんので、入所給付決定期間を経過する前に児童相談所にこの証を添えて、障害児入所給付費の支給の再申請をしてください。 7 この証の一、二面の記載事項に変更があったときは、14 日以内に、この証を添えて、児童相談所にその旨を届け出てください。 </td> </tr> </tbody> </table>	注意事項欄	1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 2 指定入所支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定施設に提示してください。 3 医療型障害児入所施設に入所するときは、この証に医療保険の資格情報が確認できる書類及び障害児入所医療受給者証を添えて、指定障害児入所施設等に提示してください。 4 指定入所支援を受けるときに支払う金額は、当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が指定障害児入所支援に通常要する費用（入所特定費用を除く。）の総額の 1 割相当を超えるときは 1 割相当の額）です。ただし、この証の二面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。（※個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。） また、食事及び居住に要する費用については、特定入所障害児食費等給付費欄に記載する額を一日当たりの上限として支給します。 5 負担上限月額及び特定入所障害児食費等給付費については、毎年入所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を児童相談所に提出してください。 6 入所給付決定期間を経過したときは、障害児入所給付費の支給を受けられませんので、入所給付決定期間を経過する前に児童相談所にこの証を添えて、障害児入所給付費の支給の再申請をしてください。 7 この証の一、二面の記載事項に変更があったときは、14 日以内に、この証を添えて、児童相談所にその旨を届け出てください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 256 2069 304">注意事項欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 304 2069 1374"> 8 入所給付決定期間内に、居住地を他の市町村に移すと、この証は使えなくなります。 居住地を移そうとする場合は、事前に、児童相談所にご連絡、ご相談ください。 また、給付決定期間内に、他の市町村に居住地を移したときは、14 日以内に、この証を添えて、児童相談所に届け出てください。 9 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに児童相談所に返してください。 10 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を児童相談所に返してください。 11 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。 12 入所給付決定の内容欄に記載されていない指定入所支援については、障害児入所給付費の支給は受けられません。 </td> </tr> </tbody> </table>	注意事項欄	8 入所給付決定期間内に、居住地を他の市町村に移すと、この証は使えなくなります。 居住地を移そうとする場合は、事前に、児童相談所にご連絡、ご相談ください。 また、給付決定期間内に、他の市町村に居住地を移したときは、14 日以内に、この証を添えて、児童相談所に届け出てください。 9 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに児童相談所に返してください。 10 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を児童相談所に返してください。 11 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。 12 入所給付決定の内容欄に記載されていない指定入所支援については、障害児入所給付費の支給は受けられません。
注意事項欄					
1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 2 指定入所支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定施設に提示してください。 3 医療型障害児入所施設に入所するときは、この証に医療保険の資格情報が確認できる書類及び障害児入所医療受給者証を添えて、指定障害児入所施設等に提示してください。 4 指定入所支援を受けるときに支払う金額は、当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が指定障害児入所支援に通常要する費用（入所特定費用を除く。）の総額の 1 割相当を超えるときは 1 割相当の額）です。ただし、この証の二面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。（※個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。） また、食事及び居住に要する費用については、特定入所障害児食費等給付費欄に記載する額を一日当たりの上限として支給します。 5 負担上限月額及び特定入所障害児食費等給付費については、毎年入所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を児童相談所に提出してください。 6 入所給付決定期間を経過したときは、障害児入所給付費の支給を受けられませんので、入所給付決定期間を経過する前に児童相談所にこの証を添えて、障害児入所給付費の支給の再申請をしてください。 7 この証の一、二面の記載事項に変更があったときは、14 日以内に、この証を添えて、児童相談所にその旨を届け出てください。					
注意事項欄					
8 入所給付決定期間内に、居住地を他の市町村に移すと、この証は使えなくなります。 居住地を移そうとする場合は、事前に、児童相談所にご連絡、ご相談ください。 また、給付決定期間内に、他の市町村に居住地を移したときは、14 日以内に、この証を添えて、児童相談所に届け出てください。 9 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに児童相談所に返してください。 10 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を児童相談所に返してください。 11 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。 12 入所給付決定の内容欄に記載されていない指定入所支援については、障害児入所給付費の支給は受けられません。					

様式第 1 3 号の 2（第 9 条関係）

障害児入所医療受給者証									
公費負担者番号									
公費受給者番号									
入所給付決定保護者	フリガナ								
	居住地								
	フリガナ							生年月日	
	氏名								
障害児	フリガナ							生年月日	
	氏名								
	被保険者記号及び番号						保険者名及び番号		
負担上限月額	障害児入所医療 (食事療養を除く。)	月額				円			
	食事療養	月額				円			
適用期間									
交付年月日									
支給都道府県 又は市の名称 及び印		さいたま市 児童相談所長 印							

注意事項欄	
1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 2 障害児入所医療を受けようとするときは、必ずこの証に医療保険の資格情報が確認できる書類を添えて、指定障害児入所施設等に提示してください。 3 障害児入所医療の負担上限月額はこの証の負担上限月額欄に記載された金額が 1 月当たりの上限になります。（※医療型個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。） 4 障害児入所医療の負担上限月額は毎年入所給付決定保護者等の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を児童相談所に提出してください。 5 入所給付決定期間を経過したときは、障害児入所医療費の支給を受けられませんので、入所給付決定期間を経過する前に児童相談所にこの証を添えて、障害児入所給付費の支給の再申請をしてください。 6 この証の記載事項に変更があったときは、1 4 日以内に、この証を添えて、児童相談所にその旨を届け出てください。 7 入所給付決定期間内に、居住地を他の市町村に移すと、この証は使えなくなります。居住地を移そうとする場合は、事前に、児童相談所にご連絡、ご相談ください。また、入所給付決定期間内に、他の市町村に居住地を移したときは、1 4 日以内に、この証を添えて、児童相談所に届け出てください。 8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、児童相談所に返してください。 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を児童相談所に返してください。 1 0 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市児童福祉法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第 1 1 9 号

さいたま市助産の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市助産の実施に関する条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 1 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(入所の申込み) 第 3 条 助産の実施を希望する者は、助産施設入所 申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて 福祉事務所に申し込まなければならない。 (1) [略] (2) <u>社会保険の加入情報が確認できる書類</u> (3)・(4) [略] 2 [略]	(入所の申込み) 第 3 条 助産の実施を希望する者は、助産施設入所 申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて 福祉事務所に申し込まなければならない。 (1) [略] (2) <u>健康保険証又はこれに相当する書類</u> (3)・(4) [略] 2 [略]

附 則

この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

さいたま市規則第120号

さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険条例施行規則（平成13年さいたま市規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（被保険者の資格に係る様式等） 第9条 被保険者の資格に係る届出書等は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) [略] (6) <u>省令第6条第1項、省令第7条第1項又は第7条の4第4項の規定により提出する申請書 国民健康保険資格確認書交付申請書（様式第8号）</u> 2 [略] （資格確認書の更新） 第10条 省令第7条の2第1項の規定による<u>資格確認書</u>の更新は、毎年8月1日に行うものとする。 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、<u>資格確認書</u>の更新時期を繰り上げ、又は繰り下げて更新することができる。この場合の<u>資格確認書</u>の有効期限は、当該<u>資格確認書</u>に記載した期限とする。 （一部負担金の減免又は徴収猶予） 第11条 [略] 2 法第44条第1項第3号の規定による徴収猶予の期間は、6月（ただし、<u>急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る一部負担金の支払又は納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）</u>の範囲内とする。	（被保険者の資格に係る様式等） 第9条 被保険者の資格に係る届出書等は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) [略] (6) <u>省令第7条第1項（第7条の3の規定により準用される場合を含む。）又は第7条の4第4項の規定により提出する申請書 国民健康保険被保険者証（被保険者資格証明書）・高齢受給者証再交付申請書（様式第8号）</u> 2 [略] （被保険者証の更新） 第10条 省令第7条の2第1項の規定による<u>被保険者証</u>の更新は、毎年8月1日に行うものとする。 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、<u>被保険者証</u>の更新時期を繰り上げ、又は繰り下げて更新することができる。この場合の<u>被保険者証</u>の有効期限は、当該<u>被保険者証</u>に記載した期限とする。 （一部負担金の減免又は徴収猶予） 第11条 [略] 2 法第44条第1項第3号の規定による徴収猶予の期間は、6月の範囲内とする。

(一部負担金の特例) 第14条の2 条例第5条の規則で定める規定は、次に掲げるとおりとする。 (1) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の<u>往診料の項注6</u>の規定 (2) 診療報酬の算定方法別表第2第2章第2部の<u>歯科訪問診療料の項注11</u>の規定	(一部負担金の特例) 第14条の2 条例第5条の規則で定める規定は、次に掲げるとおりとする。 (1) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の<u>往診料の項注4</u>の規定 (2) 診療報酬の算定方法別表第2第2章第2部の<u>歯科訪問診療料の項注7</u>の規定
--	---

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 9 条関係）

国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 異 動 届														記号				番号			
住所		さいたま市																			
フリガナ				生年月日						性別	続柄	職業	マイナ保険証	国保区分	前期高齢	異動事由	資格取得年月日				
被保険者氏名				個人番号													異動年月日				
				年 月 日									有無	主擬被	有無		年 月 日				
				年 月 日									有無	主擬被	有無		年 月 日				
				年 月 日									有無	主擬被	有無		年 月 日				
				年 月 日									有無	主擬被	有無		年 月 日				
				年 月 日									有無	主擬被	有無		年 月 日				
				年 月 日									有無	主擬被	有無		年 月 日				
				年 月 日									有無	主擬被	有無		年 月 日				
異動事由		11	転入		12	出生		13	社保離脱		14	国組離脱		15	生保廃止		17	その他取得			
		21	転出		22	死亡		23	社保加入		24	国組加入		25	生保開始		27	その他喪失			

上記のとおり届けます。

年 月 日

(宛先) さいたま市長

世帯主	住所	☐ 同上				電話番号		()									
	氏名					個人番号											

世帯主以外の方が届け出る場合は、下記の欄も記入してください。

届出人	住所	☐ 世帯主と同じ				世帯主との関係					
	氏名					電話番号		()			

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
様式第 3 号（第 9 条関係） [略] 国民健康保険法第 1 1 6 条該当・非該当届 <table><tr><td><u>被保険者</u>の記号・番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	<u>被保険者</u> の記号・番号	[略]	[略]		様式第 3 号（第 9 条関係） [略] 国民健康保険法第 1 1 6 条該当・非該当届 <table><tr><td><u>被保険者証</u>の記号・番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	<u>被保険者証</u> の記号・番号	[略]	[略]	
<u>被保険者</u> の記号・番号	[略]								
[略]									
<u>被保険者証</u> の記号・番号	[略]								
[略]									
様式第 4 号（第 9 条関係） 国民健康保険法第 1 1 6 条の 2 該当・非該当及び継続住所変更届 <table><tr><td><u>被保険者</u>の記号・番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> [略]	<u>被保険者</u> の記号・番号	[略]	[略]		様式第 4 号（第 9 条関係） 国民健康保険法第 1 1 6 条の 2 該当・非該当及び継続住所変更届 <table><tr><td><u>被保険者証</u>の記号・番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> [略]	<u>被保険者証</u> の記号・番号	[略]	[略]	
<u>被保険者</u> の記号・番号	[略]								
[略]									
<u>被保険者証</u> の記号・番号	[略]								
[略]									
様式第 6 号（第 9 条関係） 介護保険法施行法第 1 1 条第 1 項（適用除外に関する経過措置）該当・非該当届 <table><tr><td><u>被保険者</u>の記号・番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	<u>被保険者</u> の記号・番号	[略]	[略]		様式第 6 号（第 9 条関係） 介護保険法施行法第 1 1 条第 1 項（適用除外に関する経過措置）該当・非該当届 <table><tr><td><u>被保険者証</u>の記号・番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	<u>被保険者証</u> の記号・番号	[略]	[略]	
<u>被保険者</u> の記号・番号	[略]								
[略]									
<u>被保険者証</u> の記号・番号	[略]								
[略]									

様式第 8 号を次のように改める。

国民健康保険資格確認書交付申請書

(宛先)さいたま市長 次のとおり申請します。

申請日 年 月 日

申請者	氏名		電話	
	住所			
	交付を希望する人との関係			

世帯主 氏名		☐ 同上						個人 番号												
住所		☐ 同上																		
1	(フリガナ)							(申請理由)												
	氏名							1. 更新・紛失 2. カード返納 3. 介助 4. 再交付 5. その他()												
	生年月日							(個人番号)												
2	(フリガナ)							(申請理由)												
	氏名							1. 更新・紛失 2. カード返納 3. 介助 4. 再交付 5. その他()												
	生年月日							(個人番号)												
3	(フリガナ)							(申請理由)												
	氏名							1. 更新・紛失 2. カード返納 3. 介助 4. 再交付 5. その他()												
	生年月日							(個人番号)												
4	(フリガナ)							(申請理由)												
	氏名							1. 更新・紛失 2. カード返納 3. 介助 4. 再交付 5. その他()												
	生年月日							(個人番号)												
(記載上の注意) 申請理由欄の 補足説明																				

(注)

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																										
様式第 9 号（第 1 2 条関係） 国民健康保険一部負担金 減額・免除・徴収猶予 （変更） 申請書	様式第 9 号（第 1 2 条関係） 国民健康保険一部負担金 減額・免除・徴収猶予 （変更） 申請書																										
<table><tr><td>被保険者の記 号・番号</td><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>医療機関名</td><td></td><td rowspan="3">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	被保険者の記 号・番号	[略]		[略]			医療機関名		[略]	[略]		[略]		<table><tr><td>被保険者証の 記号・番号</td><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>入院（予定） 医療機関名</td><td></td><td rowspan="3">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	被保険者証の 記号・番号	[略]		[略]			入院（予定） 医療機関名		[略]	[略]		[略]	
被保険者の記 号・番号	[略]																										
[略]																											
医療機関名		[略]																									
[略]																											
[略]																											
被保険者証の 記号・番号	[略]																										
[略]																											
入院（予定） 医療機関名		[略]																									
[略]																											
[略]																											
様式第 1 1 号（第 1 3 条関係） 国民健康保険一部負担金 減額・免除・徴収猶予 証明書	様式第 1 1 号（第 1 3 条関係） 国民健康保険一部負担金 減額・免除・徴収猶予 証明書																										
<table><tr><td>被保険者の記 号・番号</td><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>医療機関名</td><td></td><td rowspan="3">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> [略]	被保険者の記 号・番号	[略]		[略]			医療機関名		[略]	[略]		[略]		<table><tr><td>被保険者証の 記号・番号</td><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>入院（予定） 医療機関名</td><td></td><td rowspan="3">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> [略]	被保険者証の 記号・番号	[略]		[略]			入院（予定） 医療機関名		[略]	[略]		[略]	
被保険者の記 号・番号	[略]																										
[略]																											
医療機関名		[略]																									
[略]																											
[略]																											
被保険者証の 記号・番号	[略]																										
[略]																											
入院（予定） 医療機関名		[略]																									
[略]																											
[略]																											
様式第 1 2 号（第 1 4 条関係） 国民健康保険一部負担金差額支給申請書	様式第 1 2 号（第 1 4 条関係） 国民健康保険一部負担金差額支給申請書																										
<table><tr><td>被保険者の記号・番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> [略]	被保険者の記号・番号	[略]	[略]		<table><tr><td>被保険者証の記号・番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> [略]	被保険者証の記号・番号	[略]	[略]																			
被保険者の記号・番号	[略]																										
[略]																											
被保険者証の記号・番号	[略]																										
[略]																											
様式第 1 3 号（第 1 5 条関係） 限度額適用 国民健康保険 標準負担額減額 認定申請書 限度額適用・標準負担額減額	様式第 1 3 号（第 1 5 条関係） 限度額適用 国民健康保険 標準負担額減額 認定申請書 限度額適用・標準負担額減額																										
<table><tr><td>被保険者 の記号・ 番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	被保険者 の記号・ 番号	[略]	[略]		<table><tr><td>被保険者 証の記号 ・番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	被保険者 証の記号 ・番号	[略]	[略]																			
被保険者 の記号・ 番号	[略]																										
[略]																											
被保険者 証の記号 ・番号	[略]																										
[略]																											

認定対象者	[略]	
	区分	70歳未満・70歳以上
[略]		

[略]

様式第15号（第17条関係）

国民健康保険食事療養標準負担額減額差額支給申請書

被保険者の記号・番号	[略]
[略]	
世帯主との続柄	
[略]	

[略]

様式第15号の2（第17条の2関係）

国民健康保険限度額適用・標準負担額差額支給申請書

被保険者の記号・番号	[略]
[略]	

[略]

様式第16号（第18条関係）

[略]

食事療養標準負担額減額差額支給決定兼支払通知書

[略]

[略]	記号番号	
-----	------	--

[略]

様式第18号（第19条関係）

国民健康保険療養費支給申請書

被保険者の記号・番号	[略]
[略]	
世帯主との続柄	
[略]	

[略]

認定対象者	[略]			
	一般・退職被保険者の別	一般・退職本人・退職被扶養者	区分	70歳未満・70歳以上
[略]				

[略]

様式第15号（第17条関係）

国民健康保険食事療養標準負担額減額差額支給申請書

被保険者証の記号・番号	[略]		
[略]			
世帯主との続柄		一般・退職被保険者等の別	一般・退職本人・退職被扶養者
[略]			

[略]

様式第15号の2（第17条の2関係）

国民健康保険限度額適用・標準負担額差額支給申請書

被保険者証の記号・番号	[略]
[略]	

[略]

様式第16号（第18条関係）

[略]

食事療養標準負担額減額差額支給決定兼支払通知書

[略]

[略]	証記号番号	
-----	-------	--

[略]

様式第18号（第19条関係）

国民健康保険療養費支給申請書

被保険者証の記号・番号	[略]		
[略]			
世帯主との続柄		一般・退職被保険者等の別	一般・退職本人・退職被扶養者
[略]			

[略]

様式第 19 号（第 21 条関係）

[略]

国保療養費支給決定通知

[略]

[略]	記号番号	
-----	------	--

[略]

様式第 21 号（第 22 条関係）

国民健康保険特別療養給付申請書

被保険者の記号・番号	[略]	
[略]		
療養の給付、保険外併用療養費に係る療養を受けていた者	氏名	
	[略]	
[略]		

[略]

様式第 25 号（第 25 条関係）

特定疾病認定申請書

申請者が記入する欄	被保険者の記号・番号	[略]
	[略]	
[略]		

[略]

様式第 26 号（第 26 条関係）

特別療養費支給申請書

被保険者の記号・番号	[略]		
[略]			
傷病名			
[略]			

[略]

様式第 29 号（第 28 条関係）

国民健康保険移送費支給申請書

被保険者の記号・番号	[略]		
[略]			

様式第 19 号（第 21 条関係）

[略]

国保療養費支給決定通知

[略]

[略]	証記号番号	
-----	-------	--

[略]

様式第 21 号（第 22 条関係）

国民健康保険特別療養給付申請書

被保険者証の記号・番号	[略]		
[略]			
療養の給付、保険外併用療養費に係る療養を受けていた者	氏名		
	一般・退職被保険者等の別	一般・退職退職被扶養者	
	[略]		
[略]			

[略]

様式第 25 号（第 25 条関係）

特定疾病認定申請書

申請者が記入する欄	被保険者証の記号・番号	[略]
	[略]	
[略]		

[略]

様式第 26 号（第 26 条関係）

特別療養費支給申請書

被保険者証の記号・番号	[略]		
[略]			
傷病名		一般・退職被保険者等の別	一般・退職本人・退職被扶養者
[略]			

[略]

様式第 29 号（第 28 条関係）

国民健康保険移送費支給申請書

被保険者証の記号・番号	[略]		
[略]			

世帯主との続柄	
[略]	

[略]

様式第30号（第29条関係）

移送を必要とする意見書

被保険者の記号・番号	[略]
[略]	
世帯主との続柄	
[略]	

様式第31号（第30条関係）

[略]

移送費支払決定通知

[略]	記号番号	
[略]		

様式第33号（第31条の2関係）

出産育児一時金支給申請書

被保険者	[略]
[略]	
[略]	

様式第34号（第32条関係）

[略]

出産育児一時金支給決定通知

[略]	記号番号	
[略]		

様式第36号（第33条関係）

葬祭費支給申請書

被保険者	[略]
[略]	
[略]	

様式第37号（第34条関係）

[略]

葬祭費支給決定通知

[略]

世帯主との続柄		一般・退職被保険者等の別	一般・退職本人・退職被扶養者
[略]			

[略]

様式第30号（第29条関係）

移送を必要とする意見書

被保険者証の記号・番号	[略]		
[略]			
世帯主との続柄		一般・退職被保険者等の別	一般・退職本人・退職被扶養者
[略]			

様式第31号（第30条関係）

[略]

移送費支払決定通知

[略]	証記号番号	
[略]		

様式第33号（第31条の2関係）

出産育児一時金支給申請書

被保険者証	[略]
[略]	
[略]	

様式第34号（第32条関係）

[略]

出産育児一時金支給決定通知

[略]	証記号番号	
[略]		

様式第36号（第33条関係）

葬祭費支給申請書

被保険者証	[略]
[略]	
[略]	

様式第37号（第34条関係）

[略]

葬祭費支給決定通知

[略]

[略]	<u>記号番号</u>	
-----	-------------	--

[略]

様式第 3 8 号の 2 (その 1) (第 3 4 条の 2 関係)
傷病手当金支給申請書 (世帯主記入用)

被保険者 情報	<u>被保険者記号番号</u>	[略]
	[略]	
[略]		

[略]

様式第 3 8 号の 3 (第 3 4 条の 3 関係)

[略]

傷病手当金支給決定通知書

[略]

1 [略]

2 被保険者記号番号

3 ~ 5 [略]

[略]

様式第 3 9 号 (第 3 5 条関係)

(表)

国民健康保険高額療養費支給申請書 (年 月 診療分)

<u>被保険者記号番号</u>	[略]
[略]	

[略]

(裏)

[略]

様式第 4 0 号 (第 3 6 条関係)

[略]

高額療養費支給決定通知

[略]

[略]	<u>記号番号</u>	
-----	-------------	--

[略]

[略]	<u>証記号番号</u>	
-----	--------------	--

[略]

様式第 3 8 号の 2 (その 1) (第 3 4 条の 2 関係)
傷病手当金支給申請書 (世帯主記入用)

被保険者 情報	<u>被保険者証記号番号</u>	[略]
	[略]	
[略]		

[略]

様式第 3 8 号の 3 (第 3 4 条の 3 関係)

[略]

傷病手当金支給決定通知書

[略]

1 [略]

2 被保険者証記号番号

3 ~ 5 [略]

[略]

様式第 3 9 号 (第 3 5 条関係)

(表)

国民健康保険高額療養費支給申請書 (年 月 診療分)

<u>被保険者証記号番号</u>	[略]
[略]	

[略]

(裏)

[略]

様式第 4 0 号 (第 3 6 条関係)

[略]

高額療養費支給決定通知

[略]

[略]	<u>証記号番号</u>	
-----	--------------	--

[略]

様式第 4 4 号を次のように改める。

高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度		年度		申請区分	1. 新規	2. 変更	3. 取下げ	(保険者等記入欄)				支給申請書整理番号										
フリガナ			被保険者の 個人番号								生年 月日	年	月	日生	性別	男・女	計 算 期 間 の 始 期 及 び 終 期	年	月	～	年	月
氏 名																						
国民健康保険資格情報																						
保険者番号		被保険者記号			被保険者番号			続柄		保険者名称			加入期間									
								1 世 帯 主 2 擬制世帯主 3 世 帯 員					年 月 日から 年 月 日まで									
後期高齢者医療資格情報																						
保険者番号		被保険者番号					広域連合名称							加入期間								
														年 月 日から 年 月 日まで								
介護保険資格情報																						
保険者番号		被保険者番号					保険者名称							加入期間								
														年 月 日から 年 月 日まで								
支給方法	口座管理 番 号	振込口座 記 入 欄	銀 行 信用金庫 信用組合	金融機関コード		本 店 支 店 出張所	店舗コード		種目	口座番号				フリガナ		振込先口座 管 理 番 号						
1. 窓口払い 2. 口座振込									1 普通預金 2 当座預金 9 そ の 他								口座名義人					
保 険 者 加 入 歴	保険者名			加入期間			添付の自己負担額証明書整理番号				備 考 欄											
	1	年 月 日から																				
	2	年 月 日から																				
	3	年 月 日から																				

										年 月 日												
(宛先) さいたま市長										世帯主 住 所												
										(申請人) 氏 名												
① 上記対象者について、高額介護合算療養費(高額医療合算介護(予防)サービス費)の支給を申請します。										個人番号												
② 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。										電話番号	()											
※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも丸で囲んで下さい。																						
高額介護合算療養費(高額医療合算介護(予防)サービス費)の支給申請を行う場合、①のみを丸で囲んで下さい。																						

※世帯主以外の方が代理で申請する場合は、以下の欄も記入して下さい。

氏 名	住 所	☐ 世帯主と同じ

	枚中		枚目
--	----	--	----

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																							
様式第 4 5 号（第 4 0 条関係） 高額介護合算療養費支給（不支給）決定通知書 [略] <table><tr><td>[略]</td><td>被保険者記号</td><td>被保険者番号</td><td></td></tr></table> <table><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><td>お持ちいただくもの</td><td>・この通知書 ・被保険者の資格情報が確認できる書類又はこれに代わるものとして市長が認めるもの ・申請書に使用した印鑑</td><td>[略]</td></tr></table> <table><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></table> [略] 様式第 4 6 号（第 4 1 条関係） 第三者の行為による被害届 <table><tr><td>被保険者の記号・番号</td><td>[略]</td></tr></table> <table><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <table><tr><td>世帯主との続柄</td><td></td></tr></table> <table><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> [略]	[略]	被保険者記号	被保険者番号		[略]				[略]				お持ちいただくもの	・この通知書 ・被保険者の資格情報が確認できる書類又はこれに代わるものとして市長が認めるもの ・申請書に使用した印鑑	[略]	[略]			被保険者の記号・番号	[略]	[略]		世帯主との続柄		[略]		様式第 4 5 号（第 4 0 条関係） 高額介護合算療養費支給（不支給）決定通知書 [略] <table><tr><td>[略]</td><td>被保険者証記号</td><td>被保険者証番号</td><td></td></tr></table> <table><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><td>お持ちいただくもの</td><td>・この通知書 ・国民健康保険被保険者証 ・申請書に使用した印鑑</td><td>[略]</td></tr></table> <table><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></table> [略] 様式第 4 6 号（第 4 1 条関係） 第三者の行為による被害届 <table><tr><td>被保険者証の記号・番号</td><td>[略]</td></tr></table> <table><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <table><tr><td>世帯主との続柄</td><td><table><tr><td></td><td>一般・退職被保険者等の別</td><td>一般・退職本人・退職被扶養者</td></tr></table></td></tr></table> <table><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> [略]	[略]	被保険者証記号	被保険者証番号		[略]				[略]				お持ちいただくもの	・この通知書 ・国民健康保険被保険者証 ・申請書に使用した印鑑	[略]	[略]			被保険者証の記号・番号	[略]	[略]		世帯主との続柄	<table><tr><td></td><td>一般・退職被保険者等の別</td><td>一般・退職本人・退職被扶養者</td></tr></table>		一般・退職被保険者等の別	一般・退職本人・退職被扶養者	[略]	
[略]	被保険者記号	被保険者番号																																																						
[略]																																																								
[略]																																																								
お持ちいただくもの	・この通知書 ・被保険者の資格情報が確認できる書類又はこれに代わるものとして市長が認めるもの ・申請書に使用した印鑑	[略]																																																						
[略]																																																								
被保険者の記号・番号	[略]																																																							
[略]																																																								
世帯主との続柄																																																								
[略]																																																								
[略]	被保険者証記号	被保険者証番号																																																						
[略]																																																								
[略]																																																								
お持ちいただくもの	・この通知書 ・国民健康保険被保険者証 ・申請書に使用した印鑑	[略]																																																						
[略]																																																								
被保険者証の記号・番号	[略]																																																							
[略]																																																								
世帯主との続柄	<table><tr><td></td><td>一般・退職被保険者等の別</td><td>一般・退職本人・退職被扶養者</td></tr></table>		一般・退職被保険者等の別	一般・退職本人・退職被扶養者																																																				
	一般・退職被保険者等の別	一般・退職本人・退職被扶養者																																																						
[略]																																																								

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和６年１２月２日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市国民健康保険条例施行規則第11条の規定は、この規則の施行の日以後に受けた療養の給付に係る一部負担金の徴収猶予について適用し、同日前に受けた療養の給付に係る一部負担金の徴収猶予については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第 1 2 1 号

さいたま市国民健康保険高額療養費資金貸付規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険高額療養費資金貸付規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 1 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
（貸付けの対象） 第 2 条 資金は、被保険者（<u>保険医療機関から療養を受けた場合において国民健康保険法第 5 4 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定により特別療養費を支給されることとなる者を除く。</u>以下同じ。）の世帯主に対して貸し付けるものとする。 （申込み） 第 6 条 資金を借り受けようとする世帯主は、国民健康保険高額療養費資金借受申込書（様式第 1 号）に医療機関の発行した当該療養に要した保険診療分を把握できる請求書又は領収書及び<u>被保険者の資格情報が確認できる書類</u>を添えて申し込まなければならない 様式第 1 号（第 6 条関係） 国民健康保険高額療養費資金借受申込書 [略] （<u>宛先</u>）さいたま市長 [略] <table><tr><td><u>被保険者の</u>記号番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	<u>被保険者の</u> 記号番号	[略]	[略]		（貸付けの対象） 第 2 条 資金は、被保険者（<u>国民健康保険法第 9 条第 6 項に規定する被保険者資格証明書を交付されている者を除く。</u>以下同じ。）の世帯主に対して貸し付けるものとする。 （申込み） 第 6 条 資金を借り受けようとする世帯主は、国民健康保険高額療養費資金借受申込書（様式第 1 号）に医療機関の発行した当該療養に要した保険診療分を把握できる請求書又は領収書及び<u>さいたま市国民健康保険被保険者証</u>を添えて申し込まなければならない。 様式第 1 号（第 6 条関係） 国民健康保険高額療養費資金借受申込書 [略] （<u>あて先</u>）さいたま市長 [略] <table><tr><td><u>被保険者証の</u>記号番号</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	<u>被保険者証の</u> 記号番号	[略]	[略]	
<u>被保険者の</u> 記号番号	[略]								
[略]									
<u>被保険者証の</u> 記号番号	[略]								
[略]									

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市国民健康保険高額療養費資金貸付規則様式第1号の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第 1 2 2 号

さいたま市国民健康保険出産費資金貸付規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険出産費資金貸付規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 2 6 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この規則は、さいたま市国民健康保険条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 8 5 号）第 6 条の規定による出産育児一時金の支給を受けることが見込まれるさいたま市国民健康保険の被保険者（<u>保険医療機関から療養を受けた場合において国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 5 4 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定により特別療養費を支給されることとなる者を除く。</u>）（以下「被保険者」という。）の出産に要する費用を支払うために必要な資金（以下「出産費資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。 （申込み） 第 6 条 出産費資金を借り受けようとする世帯主は、国民健康保険出産費資金借受申込書（様式第 2 号）に同意書、被保険者の資格情報が確認できる書類及び次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] 様式第 1 号（第 3 条関係） 国民健康保険出産費資金貸付けに関する同意書（<u>宛先</u>）さいたま市長 私 は、さいたま市国民健康保険出産費資金貸付けを申し込むに当たり、以下の(1)及び(2)について同意いたします。 (1) [略] (2) さいたま市から医療機関等に次に掲げる事項	（趣旨） 第 1 条 この規則は、さいたま市国民健康保険条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 8 5 号）第 6 条の規定による出産育児一時金の支給を受けることが見込まれるさいたま市国民健康保険の被保険者（国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）<u>第 9 条第 6 項に規定する被保険者資格証明書を交付されている者を除く。</u>）（以下「被保険者」という。）の出産に要する費用を支払うために必要な資金（以下「出産費資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする （申込み） 第 6 条 出産費資金を借り受けようとする世帯主は、<u>さいたま市国民健康保険被保険者証を提示し、</u>国民健康保険出産費資金借受申込書（様式第 2 号）に同意書及び次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] 様式第 1 号（第 3 条関係） 国民健康保険出産費資金貸付けに関する同意書（<u>あて先</u>）さいたま市長 私 は、さいたま市国民健康保険出産費資金貸付けを申し込むに当たり、以下の(1)及び(2)について同意いたします。 (1) [略] (2) さいたま市から医療機関等に次に掲げる事項

を通知すること。

ア 被保険者記号及び番号

イ～オ [略]

[略]

様式第 2 号（第 6 条関係）

国民健康保険出産費資金借受申込書

（宛先）さいたま市長

[略]

借受 申込 者（ 世帯 主）	住 所			
	フリガナ	電話	（	
	氏 名	番 号	）	
出産予定者の被保険者記号 ・ 番号				

[略]

出産費資金貸付償還に係る相殺契約申込書

（宛先）さいたま市長

私が支給を受ける出産育児一時金と貸付けに係る償還金を対当額において相殺する契約を申し込みます。ただし、さいたま市国民健康保険出産費資金貸付規則第 1 0 条の規定に該当したときは、借り受けた金額の全額を指定期日までに返還します。

借 受 人
（世帯主）

[略]

を通知すること。

ア 被保険者証記号及び番号

イ～オ [略]

[略]

様式第 2 号（第 6 条関係）

国民健康保険出産費資金借受申込書

（あて先）さいたま市長

[略]

借受 申込 者（ 世帯 主）	住 所			
	フリガナ	電話	（	
	氏 名	番 号	）	
被保険者証記 号・番号				

[略]

出産費資金貸付償還に係る相殺契約申込書

（あて先）さいたま市長

私が支給を受ける出産育児一時金と貸付けに係る償還金を対当額において相殺する契約を申し込みます。ただし、さいたま市国民健康保険出産費資金貸付規則第 1 0 条の規定に該当したときは、借り受けた金額の全額を指定期日までに返還します。

借 受 人
（世帯主）

[略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市国民健康保険出産費資金貸付規則様式第 1 号及び様式第 2 号の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第 1 2 3 号

さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの
利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用
に関する規則（平成 2 6 年さいたま市規則第 1 5 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(利用者登録)			(利用者登録)		
第 5 条　〔略〕			第 5 条　〔略〕		
2　利用者登録の施設区分ごとの登録の種別及び当 該種別が個人の場合の登録の資格については、次 の表に定めるとおりとする。			2　利用者登録の施設区分ごとの登録の種別及び当 該種別が個人の場合の登録の資格については、次 の表に定めるとおりとする。		
施設区分	登録の種別	個人の場合の登録の 資格	施設区分	登録の種別	個人の場合の登録の 資格
〔略〕			〔略〕		
その他施 設（子ど も家庭総 合センタ ーのバン ドスタジ オ及びダ ンススタ ジオ並び にさいた ま市健康 福祉セン ター東楽 園を除く。 ）	〔略〕		その他施 設（子ど も家庭総 合センタ ーのバン ドスタジ オ及びダ ンススタ ジオを除 く。）	〔略〕	
その他施 設（子ど も家庭総 合センタ	〔略〕		その他施 設（子ど も家庭総 合センタ	〔略〕	

一のバンドスタジオ及びダンススタジオに限る。)		
その他施設（さいたま市健康福祉センター東楽園に限る。）	個人又は団体	15歳以上の者（中学校に在籍する者を除く。）

3～6 [略]

別表第1（第3条、第5条関係）

施設区分	施設名
[略]	
その他施設	[略]
	さいたま市大宮花の丘農林公苑 条例（平成13年さいたま市条例第233号）第1条に規定するさいたま市大宮花の丘農林公苑
	さいたま市健康福祉センター条例（平成13年さいたま市条例第147号）第2条に規定するさいたま市健康福祉センター東楽園

別表第2（第9条関係）

施設区分	登録区分	抽選による申込期間	抽選をする日	抽選の当選者による予約の申込期間	抽選後の空き施設に係る予約の申込期間
[略]					
その他施設	[略]				
	さいたま市大宮花の	[略]			

一のバンドスタジオ及びダンススタジオに限る。)	
-------------------------	--

3～6 [略]

別表第1（第3条、第5条関係）

施設区分	施設名
[略]	
その他施設	[略]
	さいたま市大宮花の丘農林公苑 条例（平成13年さいたま市条例第233号）第1条に規定するさいたま市大宮花の丘農林公苑

別表第2（第9条関係）

施設区分	登録区分	抽選による申込期間	抽選をする日	抽選の当選者による予約の申込期間	抽選後の空き施設に係る予約の申込期間
[略]					
その他施設	[略]				
	さいたま市大宮花の	[略]			

さいたま市健康福祉センター東楽園を利用する場合	個人又は団体	市内	利用月の3月前の1日から8日まで	抽選申込月の11日	抽選申込月の11日から20日まで	抽選申込月の23日から利用日の前日まで
		市外	抽選による申込みなし。			利用月の2月前の1日から利用日の前日まで

丘農林公苑を利用する場合		

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第 1 2 4 号

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和 5 年さいたま市規則第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前																					
附 則 1 〔略〕 （学校給食費の徴収に関する特例） 2 当分の間、別表第2の左欄に掲げる児童又は生徒に対する同表の適用については、それぞれ同表の右欄中「<u>3 0 9 円</u>」とあるのは「<u>2 6 0 円</u>」と、「<u>3 7 6 円</u>」とあるのは「<u>3 1 7 円</u>」と、「<u>3 6 3 円</u>」とあるのは「<u>3 1 4 円</u>」と、「<u>4 1 4 円</u>」とあるのは「<u>3 5 5 円</u>」とする。 別表第2（第3条関係） <table><tr><th>区分</th><th>一食当たりの額</th></tr><tr><td>小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者</td><td><u>3 0 9 円</u></td></tr><tr><td>中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者</td><td><u>3 7 6 円</u></td></tr><tr><td>中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者</td><td><u>3 7 6 円</u></td></tr><tr><td>特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。）並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食</td><td><u>3 6 3 円</u></td></tr></table>		区分	一食当たりの額	小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>3 0 9 円</u>	中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>3 7 6 円</u>	中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>3 7 6 円</u>	特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。）並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食	<u>3 6 3 円</u>	附 則 1 〔略〕 （学校給食費の徴収に関する特例） 2 当分の間、別表第2の左欄に掲げる児童又は生徒に対する同表の適用については、それぞれ同表の右欄中「<u>2 9 1 円</u>」とあるのは「<u>2 6 0 円</u>」と、「<u>3 5 6 円</u>」とあるのは「<u>3 1 7 円</u>」と、「<u>3 4 5 円</u>」とあるのは「<u>3 1 4 円</u>」と、「<u>3 9 4 円</u>」とあるのは「<u>3 5 5 円</u>」とする。 別表第2（第3条関係） <table><tr><th>区分</th><th>一食当たりの額</th></tr><tr><td>小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者</td><td><u>2 9 1 円</u></td></tr><tr><td>中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者</td><td><u>3 5 6 円</u></td></tr><tr><td>中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者</td><td><u>3 5 6 円</u></td></tr><tr><td>特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。）並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食</td><td><u>3 4 5 円</u></td></tr></table>		区分	一食当たりの額	小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>2 9 1 円</u>	中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>3 5 6 円</u>	中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>3 5 6 円</u>	特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。）並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食	<u>3 4 5 円</u>
区分	一食当たりの額																						
小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>3 0 9 円</u>																						
中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>3 7 6 円</u>																						
中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>3 7 6 円</u>																						
特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。）並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食	<u>3 6 3 円</u>																						
区分	一食当たりの額																						
小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>2 9 1 円</u>																						
中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>3 5 6 円</u>																						
中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>3 5 6 円</u>																						
特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。）並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食	<u>3 4 5 円</u>																						

<table border="1"> <tr> <td>の提供を受ける者</td><td></td></tr> <tr> <td>特別支援学校の中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒を除く。）並びに当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者</td><td><u>4 1 4 円</u></td></tr> </table>	の提供を受ける者		特別支援学校の中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒を除く。）並びに当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>4 1 4 円</u>	<table border="1"> <tr> <td>の提供を受ける者</td><td></td></tr> <tr> <td>特別支援学校の中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒を除く。）並びに当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者</td><td><u>3 9 4 円</u></td></tr> </table>	の提供を受ける者		特別支援学校の中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒を除く。）並びに当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>3 9 4 円</u>
の提供を受ける者									
特別支援学校の中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒を除く。）並びに当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>4 1 4 円</u>								
の提供を受ける者									
特別支援学校の中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒を除く。）並びに当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>3 9 4 円</u>								
備考　〔略〕	備考　〔略〕								

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のさいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供する学校給食に係る学校給食費の額について適用し、施行日前に提供された学校給食に係る学校給食費の額については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の規則第 4 条第 1 項に規定する額について、市長が必要と認めるときは、次の各号の規定により算出した額の合計額の範囲内で、施行日の属する年度において徴収すべき学校給食費の額を調整することができる。
- (1) 令和 6 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に学校給食の提供を受けた回数（学校給食の提供を受けない場合であっても、学校給食費を徴収すべきものとして市長が認めるものの回数を含む。以下「既提供回数」という。）にこの規則による改正前のさいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第 3 条に規定する学校給食費の額を乗じて得た額
- (2) 改正後の規則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する実施予定回数から既提供回数を除いた回数に改正後の規則第 3 条に規定する学校給食費の額を乗じて得た額

さいたま市規則第125号

さいたま市健康福祉センター西楽園条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市健康福祉センター西楽園条例施行規則（平成13年さいたま市規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>さいたま市健康福祉センター条例施行規則</u>	<u>さいたま市健康福祉センター西楽園条例施行規則</u>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、 <u>さいたま市健康福祉センター条例</u> （平成13年さいたま市条例第147号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、 <u>さいたま市健康福祉センター西楽園条例</u> （平成13年さいたま市条例第147号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(利用料金の納付)	(利用料金の納付)
第2条 <u>条例第7条第1項の規定による許可を受けさいたま市健康福祉センター</u> （以下「センター」という。）を利用しようとする者は、次に掲げる利用券の交付と引換えに条例別表に規定する区分により利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者（ <u>条例第19条第1項に規定する指定管理者をいう。</u> 以下同じ。）が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	第2条 <u>さいたま市健康福祉センター西楽園</u> （以下「西楽園」という。）を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる利用券の交付と引換えに条例別表に規定する区分により利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者（ <u>条例第15条第1項に規定する指定管理者をいう。</u> 以下同じ。）が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
2 <u>前項に規定する者は、センターを利用する際に同項に規定する利用券を提出しなければならない。</u>	2 <u>利用者は、西楽園に入館する際に前項に規定する利用券を提出しなければならない。</u>
3 前項の場合において、第1項第1号の利用券により利用しようとする者は、次の各号のいずれかの書類を併せて提示しなければならない。ただし、市長が特に提示の必要がないと認めたときは、この限りでない。	3 前項の場合において、第1項第1号の利用券により入館しようとする者は、次の各号のいずれかの書類を併せて提示しなければならない。ただし、市長が特に提示の必要がないと認めたときは、この限りでない。
(1) 次条第3項の規定により市長が交付する <u>健康福祉センター利用証</u>	(1) 次条第3項の規定により市長が交付する <u>健康福祉センター西楽園利用証</u>
(2)・(3) [略]	(2)・(3) [略]

(利用証の交付)

第3条 健康福祉センター利用証の交付を受けようとする者は、健康福祉センター利用証交付申請書（様式第4号。以下「交付申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

2 [略]

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、健康福祉センター利用証（様式第5号。以下「利用証」という。）を交付するものとする。

4 前項の規定により利用証の交付を受けた者は、交付申請書の記載事項に変更があったときは、健康福祉センター利用証記載事項変更届（様式第6号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(利用証の再交付)

第4条 利用証の交付を受けた者は、利用証を破損し、又は紛失したときは、健康福祉センター利用証再交付申請書（様式第7号）により利用証の再交付を市長に申請し、再交付を受けることができる。

2 [略]

(健康福祉センター東楽園の専用利用の手続)

第5条 条例第7条第2項に規定により健康福祉センター東楽園の屋内運動場及び集会室並びに屋内・外共用スペースの利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出し、又はさいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市規則第152号。以下「施設予約システム規則」という。）に定めるところにより、さいたま市公共施設予約システム（施設予約システム規則第1条に規定するさいたま市公共施設予約システムをいう。）を利用して申請しなければならない。

(1) 利用の許可を受けようとする場合 施設予約システム規則に定める利用許可申請書（一般）

(2) 許可に係る事項の変更の許可を受けようとする場合 施設予約システム規則に定める利用変更許可申請書（一般）

2 前項の規定による申請は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の3月前（利用しようとする者が市内に住所を有しない者である場合は2月前）の月の初日から利用日の前日までの期間に行わなければならない。ただし、

(利用証の交付)

第3条 健康福祉センター西楽園利用証の交付を受けようとする者は、健康福祉センター西楽園利用証交付申請書（様式第4号。以下「交付申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

2 [略]

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、健康福祉センター西楽園利用証（様式第5号）を交付するものとする。

4 前項の規定による健康福祉センター西楽園利用証（以下「利用証」という。）の交付を受けた者は、交付申請書の記載事項に変更があったときは、健康福祉センター西楽園利用証記載事項変更届（様式第6号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(利用証の再交付)

第4条 利用証の交付を受けた者は、利用証を破損し、又は紛失したときは、健康福祉センター西楽園利用証再交付申請書（様式第7号）により利用証の再交付を市長に申請し、再交付を受けることができる。

2 [略]

公用又は高齢者の福祉の増進を目的とする公益団体等が利用する場合その他市長が特別の事情があると認める場合に係る申請の期間については、市長が別に定める。

3 第1項の規定による申請に対する利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める許可書を交付して行うものとする。

(1) 利用の許可 施設予約システム規則に定める利用許可書兼領収書（一般）

(2) 利用の許可に係る事項の変更の許可 施設予約システム規則に定める利用変更許可書兼領収書（一般）

（大広間等の専用）

第6条 条例第7条第2項の規定により専用することができる施設として規則で定めるもの（以下「大広間等」という。）は、次の表のとおりとする。

名称	専用できる施設
健康福祉センター西楽園	大広間、会議室、和室、教養娯楽室、屋内プールの1コース及びゲートボール場
健康福祉センター東楽園	教養娯楽室、音楽室及び屋内プールの1コース

2・3 [略]

（大広間等の専用の手続）

第7条 条例第7条第2項に規定により大広間等の専用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 大広間等の専用の許可を受けようとする場合 健康福祉センター専用許可申請書（様式第8号）

(2) 許可に係る事項の変更の許可を受けようとする場合 健康福祉センター専用変更許可申請書（様式第9号）

2 市長は、前項の規定による申請により、大広間等の専用の許可又は許可に係る事項の変更の許可をしたときは、当該申請者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める許可書を交付するものとする。

(1) 大広間等の専用の許可をした場合 健康福祉センター専用許可書（様式第10号）

（大広間等の専用）

第5条 条例第6条の規定により専用することができる施設として規則で定めるものは、大広間、会議室、和室、教養娯楽室、屋内プールの1コース及びゲートボール場（以下「大広間等」という。）とする。

2・3 [略]

（専用の手続）

第6条 条例第6条の規定による大広間等の専用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 大広間等の専用の許可を受けようとする場合 健康福祉センター西楽園専用許可申請書（様式第8号）

(2) 許可に係る事項の変更の許可を受けようとする場合 健康福祉センター西楽園専用変更許可申請書（様式第9号）

2 市長は、前項の規定による申請により、大広間等の専用の許可又は許可に係る事項の変更の許可をしたときは、当該申請者に対し、次に掲げる許可書を交付するものとする。

(1) 大広間等の専用の許可をした場合 健康福祉センター西楽園専用許可書（様式第10号）

(2) 許可に係る事項の変更を許可した場合 健康福祉センター専用変更許可書（様式第 1 1 号）

（前払式証票）

第 8 条 条例第 1 4 条第 2 項第 1 号に規定する前払式証票（以下「プリペイドカード」という。）の種類は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

（回数券）

第 9 条 条例第 1 4 条第 2 項第 2 号に規定する回数券の再発行は、しないものとする。

（利用料金の額の承認申請等）

第 1 0 条 条例第 1 4 条第 2 項第 2 号の規定による回数券の発行の承認又は条例第 1 4 条第 3 項の規定による利用料金の額の承認を受けようとするときは、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 [略]

（利用料金の減免）

第 1 1 条 条例第 1 5 条の規定により利用料金を減額し、又は免除する場合の基準及び減額の割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

（利用者の遵守すべき事項）

第 1 2 条 条例第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) [略]

(2) センター内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示、写真の撮影、録音等を行わないこと。ただし、健康福祉センター東楽園の屋内運動場、集会室及び屋内・外共用スペースを専用利用する場合であって、当該専用利用の許可と併せてこれらについての許可を受けたときは、この限りでない。

(3) [略]

(4) 備え付けた備品等を許可を受けずに移動しないこと。

（損壊の届出等）

(2) 許可に係る事項の変更を許可した場合 健康福祉センター西楽園専用変更許可書（様式第 1 1 号）

（前払式証票）

第 7 条 条例第 1 1 条第 2 項に規定する前払式証票（以下「プリペイドカード」という。）の種類は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

（利用料金の額の承認申請等）

第 8 条 条例第 1 1 条第 3 項の規定により利用料金の額の承認を受けようとするときは、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 [略]

（利用料金の減免）

第 9 条 条例第 1 2 条の規定により利用料金を減額し、又は免除する場合の基準及び減額の割合は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

（利用者の遵守すべき事項）

第 1 0 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) [略]

(2) 西楽園内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示、写真の撮影、録音等を行わないこと。

(3) [略]

(4) 備え付けた備品等を移動しないこと。

（損壊の届出等）

第 1 3 条 センターの施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の指示)

第 1 4 条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、その都度利用者に必要な指示をすることができる。

(指定管理者に関する読替え)

第 1 5 条 条例第 1 9 条の規定により指定管理者がセンターの管理に関する業務を行う場合についての第 2 条第 3 項ただし書、同項第 1 号、第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 4 条、第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項、第 7 条、第 1 3 条並びに第 1 4 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 5 条第 2 項ただし書中「、市長」とあるのは「、指定管理者」とする。

(臨時のセンターの管理に関する準用)

第 1 6 条 第 2 条及び第 1 1 条の規定は、条例第 2 0 条第 1 項の規定により市長が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、第 2 条第 1 項本文中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項ただし書中「指定管理者（条例第 1 9 条第 1 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。））」とあるのは「市長」と、第 1 1 条第 1 項各号列記以外の部分中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第 3 号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「指定管理者がその都度定める割合」とあるのは「その都度定める割合」と読み替えるものとする。

第 1 7 条 [略]

様式第 1 号（第 2 条関係）

(表)

<u>さいたま市健康福祉センター</u> [略]

(裏)

[略]

様式第 2 号（第 2 条関係）

(表)

<u>さいたま市健康福祉センター</u> [略]

(裏)

第 1 1 条 西楽園の施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の指示)

第 1 2 条 市長は、西楽園の管理上必要があると認めるときは、その都度利用者に必要な指示をすることができる。

(指定管理者に関する読替え)

第 1 3 条 条例第 1 5 条の規定により指定管理者が西楽園の管理に関する業務を行う場合についての第 2 条第 3 項ただし書、同項第 1 号、第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 4 条、第 5 条第 2 項、第 6 条、第 1 1 条並びに第 1 2 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(臨時の西楽園の管理に関する準用)

第 1 4 条 第 2 条及び第 9 条の規定は、条例第 1 6 条第 1 項の規定により市長が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、第 2 条第 1 項本文中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項ただし書中「指定管理者（条例第 1 5 条第 1 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。））」とあるのは「市長」と、第 9 条第 1 項各号列記以外の部分中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第 3 号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「指定管理者がその都度定める割合」とあるのは「その都度定める割合」と読み替えるものとする。

第 1 5 条 [略]

様式第 1 号（第 2 条関係）

(表)

<u>さいたま市健康福祉センター西楽園</u> [略]

(裏)

[略]

様式第 2 号（第 2 条関係）

(表)

<u>さいたま市健康福祉センター西楽園</u> [略]

(裏)

[略]

様式第3号（第2条関係）

（表）

さいたま市健康福祉センター
[略]

（裏）

[略]

様式第4号（第3条関係）

健康福祉センター利用証交付申請書

[略]
さいたま市健康福祉センターの利用証の交付を受けたいので申請します。
[略]

備考 [略]

様式第5号（第3条関係）（表）

健康福祉センター利用証
[略]

様式第6号（第3条関係）

健康福祉センター利用証記載事項変更届

[略]

様式第7号（第3条関係）

健康福祉センター利用証再交付申請書

[略]
さいたま市健康福祉センターの利用証の再交付を受けたいので申請します。
[略]

備考 [略]

様式第8号（第7条関係）

健康福祉センター専用許可申請書

[略]	
利 用 施 設	●健康福祉センター西楽園
	☐ 大広間(1)・(2)・席 ☐ 会議室(1)・(2)・(3)
	☐ 和室(1)・(2) ☐ 教養娯楽室(1)・(2)
	☐ 屋内プール ☐ ゲートボール場 東・西
利 用 施 設	●健康福祉センター東楽園
	☐ 教養娯楽室 ☐ 音楽室(1)・(2)
	☐ 屋内プール
[略]	

[略]

[略]

様式第3号（第2条関係）

（表）

さいたま市健康福祉センター西楽園
[略]

（裏）

[略]

様式第4号（第3条関係）

健康福祉センター西楽園利用証交付申請書

[略]
さいたま市健康福祉センター西楽園の利用証の交付を受けたいので申請します。
[略]

備考 [略]

様式第5号（第3条関係）（表）

健康福祉センター西楽園利用証
[略]

様式第6号（第3条関係）

健康福祉センター西楽園利用証記載事項変更届

[略]

様式第7号（第3条関係）

健康福祉センター西楽園利用証再交付申請書

[略]
さいたま市健康福祉センター西楽園の利用証の再交付を受けたいので申請します。
[略]

備考 [略]

様式第8号（第6条関係）

健康福祉センター西楽園専用許可申請書

[略]	
利 用 施 設	☐ 大広間(1)・(2)・席 ☐ 会議室(1)・(2)・(3)
	☐ 和室(1)・(2) ☐ 教養娯楽室(1)・(2)
	☐ 屋内プール ☐ ゲートボール場 東・西
利 用 施 設	
[略]	

[略]

様式第 9 号（第 7 条関係）

健康福祉センター専用変更許可申請書

[略]

様式第 10 号（第 7 条関係）

健康福祉センター専用許可書

[略]	
利 用 施 設	●健康福祉センター西楽園
	□大広間(1)・(2)・席 □会議室(1)・(2)・(3)
	□和室(1)・(2) □教養娯楽室(1)・(2)
	□屋内プール □ゲートボール場 東・西
設	●健康福祉センター東楽園
	□教養娯楽室 □音楽室(1)・(2)
	□屋内プール
[略]	

備考

- 1 利用料金は、利用の際にお支払いください。
- 2 この許可書は、利用の際に必ず提示してください。

様式第 11 号（第 7 条関係）

健康福祉センター専用変更許可書

[略]

備考

- 1 利用料金は、利用の際にお支払いください。
- 2 この許可書は、利用の際に必ず提示してください。

様式第 12 号（その 1）（第 8 条関係）（表）

[略]

様式第 12 号（その 1）（第 8 条関係）（裏）

[略]

様式第 12 号（その 2）（第 8 条関係）（表）

[略]

様式第 12 号（その 2）（第 8 条関係）（裏）

[略]

様式第 9 号（第 6 条関係）

健康福祉センター西楽園専用変更許可申請書

[略]

様式第 10 号（第 6 条関係）

健康福祉センター西楽園専用許可書

[略]	
利 用 施 設	□大広間(1)・(2)・席 □会議室(1)・(2)・(3)
	□和室(1)・(2) □教養娯楽室(1)・(2)
	□屋内プール □ゲートボール場 東・西
[略]	

備考

- 1 利用料金は、入館の際にお支払いください。
- 2 この許可書は、入館の際に必ず提示してください。

様式第 11 号（第 6 条関係）

健康福祉センター西楽園専用変更許可書

[略]

備考

- 1 利用料金は、入館の際にお支払いください。
- 2 この許可書は、入館の際に必ず提示してください。

様式第 12 号（その 1）（第 7 条関係）（表）

[略]

様式第 12 号（その 1）（第 7 条関係）（裏）

[略]

様式第 12 号（その 2）（第 7 条関係）（表）

[略]

様式第 12 号（その 2）（第 7 条関係）（裏）

[略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市健康福祉センター西楽園条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第 1 2 6 号

さいたま市技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条　さいたま市技能職員の給与に関する規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

技 能 職 給 料 表

職員の区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円
	1	175,000	249,000	282,300
	2	176,100	250,500	283,900
	3	177,200	252,000	285,400
	4	178,300	253,500	287,000
	5	179,400	255,000	288,500
	6	181,000	256,500	290,100
	7	182,600	258,000	291,600
	8	184,200	259,500	293,200
	9	185,700	260,900	294,700
	10	187,400	262,400	296,300
	11	189,000	263,800	297,800
	12	190,600	265,200	299,300
	13	192,200	266,600	300,800
	14	193,900	268,000	302,300
	15	195,600	269,300	303,800
	16	197,300	270,700	305,300
	17	198,900	272,000	306,800
	18	200,600	273,400	308,300
	19	202,300	274,700	309,800
	20	204,000	276,100	311,300
	21	205,700	277,400	312,800
	22	207,400	278,700	314,300
	23	209,100	280,000	315,800
	24	210,800	281,300	317,300
	25	212,500	282,600	318,800
	26	213,800	283,900	320,300
	27	215,000	285,100	321,800
	28	216,200	286,400	323,300
	29	217,400	287,600	324,800
	30	218,700	288,800	326,300
	31	219,900	290,000	327,800
	32	221,100	291,200	329,300
	33	222,300	292,300	330,700
	34	223,500	293,500	332,200
	35	224,700	294,600	333,700
	36	225,900	295,800	335,200
	37	227,100	296,900	336,600
	38	228,300	298,100	338,100

	39	229, 400	299, 200	339, 600
	40	230, 600	300, 400	341, 100
	41	231, 700	301, 500	342, 500
	42	232, 900	302, 700	344, 000
	43	234, 000	303, 800	345, 400
	44	235, 100	305, 000	346, 900
	45	236, 200	306, 100	348, 300
	46	237, 400	307, 300	349, 800
	47	238, 500	308, 400	351, 200
	48	239, 600	309, 600	352, 600
	49	240, 700	310, 700	354, 000
	50	241, 800	311, 900	355, 300
	51	242, 900	313, 000	356, 600
	52	244, 000	314, 200	357, 900
	53	245, 100	315, 300	359, 200
	54	246, 300	316, 500	360, 400
	55	247, 400	317, 600	361, 500
	56	248, 600	318, 800	362, 500
	57	249, 700	319, 900	363, 600
	58	250, 900	321, 000	364, 600
	59	252, 000	322, 000	365, 500
	60	253, 200	323, 100	366, 500
	61	254, 300	324, 100	367, 300
	62	255, 400	325, 000	368, 100
	63	256, 400	325, 900	368, 900
	64	257, 500	326, 800	369, 700
	65	258, 500	327, 600	370, 400
	66	259, 600	328, 500	371, 200
	67	260, 600	329, 300	371, 900
	68	261, 700	330, 100	372, 700
	69	262, 700	330, 900	373, 400
	70	263, 800	331, 700	374, 200
	71	264, 800	332, 500	374, 900
	72	265, 900	333, 300	375, 700
	73	266, 900	334, 000	376, 300
	74	267, 800	334, 800	377, 100
	75	268, 600	335, 500	377, 800
	76	269, 500	336, 300	378, 500
	77	270, 300	337, 000	379, 100
	78	271, 200	337, 800	379, 700
	79	272, 000	338, 500	380, 300
	80	272, 800	339, 300	380, 900
	81	273, 600	340, 000	381, 400
	82	274, 400	340, 600	382, 000

	83	275, 100	341, 100	382, 500
	84	275, 900	341, 600	383, 100
	85	276, 600	342, 100	383, 500
	86	277, 000	342, 600	384, 000
	87	277, 400	343, 100	384, 400
	88	277, 800	343, 600	384, 900
	89	278, 100	344, 000	385, 300
	90		344, 500	385, 800
	91		345, 000	386, 200
	92		345, 500	386, 700
	93		345, 900	387, 000
	94		346, 400	387, 500
	95		346, 800	387, 900
	96		347, 300	388, 300
	97		347, 700	388, 600
	98		348, 200	388, 900
	99		348, 600	389, 200
	100		349, 000	389, 500
	101		349, 400	389, 800
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 212, 700	円 239, 900	円 261, 700

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第3（第2条関係） 技能職給料表 昇格時号給対応表			別表第3（第2条関係） 技能職給料表 昇格時号給対応表		
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給	
	2級	3級		2級	3級
[略]			[略]		
1 8	1	<u>1</u>	1 8	1	<u>2</u>
1 9	1	<u>1</u>	1 9	1	<u>3</u>
2 0	1	<u>1</u>	2 0	1	<u>4</u>
2 1	1	<u>1</u>	2 1	1	<u>5</u>
2 2	1	<u>2</u>	2 2	1	<u>6</u>
2 3	1	<u>3</u>	2 3	1	<u>7</u>
2 4	1	<u>4</u>	2 4	1	<u>8</u>
2 5	1	<u>5</u>	2 5	1	<u>9</u>
2 6	1	<u>6</u>	2 6	1	<u>1 0</u>
2 7	1	<u>7</u>	2 7	1	<u>1 1</u>
2 8	1	<u>8</u>	2 8	1	<u>1 2</u>
2 9	1	<u>9</u>	2 9	1	<u>1 3</u>
3 0	1	<u>1 0</u>	3 0	1	<u>1 4</u>
3 1	1	<u>1 1</u>	3 1	1	<u>1 5</u>
3 2	1	<u>1 2</u>	3 2	1	<u>1 6</u>
3 3	1	<u>1 3</u>	3 3	1	<u>1 7</u>
3 4	1	<u>1 4</u>	3 4	1	<u>1 8</u>
3 5	1	<u>1 5</u>	3 5	1	<u>1 9</u>
3 6	1	<u>1 6</u>	3 6	1	<u>2 0</u>
3 7	1	<u>1 7</u>	3 7	1	<u>2 1</u>
3 8	1	<u>1 8</u>	3 8	1	<u>2 2</u>
3 9	1	<u>1 9</u>	3 9	1	<u>2 3</u>
4 0	1	<u>2 0</u>	4 0	1	<u>2 4</u>
4 1	1	<u>2 1</u>	4 1	1	<u>2 5</u>
4 2	1	<u>2 2</u>	4 2	1	<u>2 6</u>
4 3	1	<u>2 3</u>	4 3	1	<u>2 7</u>
4 4	1	<u>2 4</u>	4 4	1	<u>2 8</u>
4 5	1	<u>2 5</u>	4 5	1	<u>2 9</u>
4 6	1	<u>2 6</u>	4 6	1	<u>3 0</u>
4 7	1	<u>2 7</u>	4 7	1	<u>3 1</u>
4 8	1	<u>2 8</u>	4 8	1	<u>3 2</u>

4 9	1	<u>2 9</u>
5 0	2	<u>3 0</u>
5 1	3	<u>3 1</u>
5 2	4	<u>3 2</u>
5 3	5	<u>3 3</u>
5 4	6	<u>3 3</u>
5 5	7	<u>3 4</u>
5 6	8	<u>3 4</u>
5 7	9	<u>3 5</u>
5 8	1 0	<u>3 5</u>
5 9	1 1	<u>3 6</u>
6 0	1 2	<u>3 6</u>
6 1	1 3	<u>3 7</u>
6 2	1 4	<u>3 8</u>
6 3	1 5	<u>3 9</u>
6 4	1 6	<u>4 0</u>
6 5	1 7	<u>4 1</u>
6 6	1 8	<u>4 1</u>
6 7	1 9	<u>4 2</u>
6 8	2 0	<u>4 2</u>
6 9	2 1	<u>4 3</u>
7 0	<u>2 1</u>	<u>4 3</u>
7 1	<u>2 2</u>	<u>4 4</u>
7 2	<u>2 2</u>	<u>4 4</u>
7 3	<u>2 3</u>	<u>4 5</u>
7 4	<u>2 3</u>	<u>4 5</u>
7 5	<u>2 4</u>	<u>4 6</u>
7 6	<u>2 4</u>	<u>4 6</u>
7 7	<u>2 5</u>	4 7
7 8	<u>2 6</u>	<u>4 7</u>
7 9	<u>2 7</u>	4 8
8 0	<u>2 8</u>	4 8
8 1	<u>2 9</u>	4 9
8 2	<u>2 9</u>	4 9
8 3	<u>2 9</u>	<u>4 9</u>
8 4	<u>3 0</u>	5 0
8 5	<u>3 0</u>	<u>5 0</u>
8 6	<u>3 0</u>	<u>5 0</u>
8 7	<u>3 1</u>	<u>5 1</u>
8 8	<u>3 1</u>	<u>5 1</u>
8 9	<u>3 1</u>	<u>5 1</u>
9 0		<u>5 2</u>
9 1		<u>5 2</u>
9 2		<u>5 2</u>
9 3		<u>5 3</u>
9 4		<u>5 3</u>
9 5		<u>5 3</u>
9 6		<u>5 4</u>
9 7		<u>5 4</u>

4 9	1	<u>3 3</u>
5 0	2	<u>3 3</u>
5 1	3	<u>3 4</u>
5 2	4	<u>3 4</u>
5 3	5	<u>3 5</u>
5 4	6	<u>3 5</u>
5 5	7	<u>3 6</u>
5 6	8	<u>3 6</u>
5 7	9	<u>3 7</u>
5 8	1 0	<u>3 8</u>
5 9	1 1	<u>3 9</u>
6 0	1 2	<u>4 0</u>
6 1	1 3	<u>4 1</u>
6 2	1 4	<u>4 1</u>
6 3	1 5	<u>4 2</u>
6 4	1 6	<u>4 2</u>
6 5	1 7	<u>4 3</u>
6 6	1 8	<u>4 3</u>
6 7	1 9	<u>4 4</u>
6 8	2 0	<u>4 4</u>
6 9	2 1	<u>4 5</u>
7 0	<u>2 2</u>	<u>4 5</u>
7 1	<u>2 3</u>	<u>4 5</u>
7 2	<u>2 4</u>	<u>4 6</u>
7 3	<u>2 5</u>	<u>4 6</u>
7 4	<u>2 6</u>	<u>4 6</u>
7 5	<u>2 7</u>	<u>4 7</u>
7 6	<u>2 8</u>	<u>4 7</u>
7 7	<u>2 9</u>	4 7
7 8	<u>3 0</u>	<u>4 8</u>
7 9	<u>3 1</u>	4 8
8 0	<u>3 2</u>	4 8
8 1	<u>3 3</u>	4 9
8 2	<u>3 4</u>	4 9
8 3	<u>3 5</u>	<u>5 0</u>
8 4	<u>3 6</u>	5 0
8 5	<u>3 7</u>	<u>5 1</u>
8 6	<u>3 7</u>	<u>5 1</u>
8 7	<u>3 8</u>	<u>5 2</u>
8 8	<u>3 8</u>	<u>5 2</u>
8 9	<u>3 9</u>	<u>5 3</u>
9 0		<u>5 3</u>
9 1		<u>5 3</u>
9 2		<u>5 4</u>
9 3		<u>5 4</u>
9 4		<u>5 4</u>
9 5		<u>5 5</u>
9 6		<u>5 5</u>
9 7		<u>5 5</u>

9 8		<u>5 4</u>
9 9		<u>5 5</u>
1 0 0		<u>5 5</u>
1 0 1		<u>5 5</u>

9 8		<u>5 6</u>
9 9		<u>5 6</u>
1 0 0		<u>5 6</u>
1 0 1		<u>5 7</u>

別表第 4 を次のように改める。

別表第4（第7条関係）
会計年度任用職員技能職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	156,100	1,085	943
2	157,200	1,093	950
3	158,300	1,100	957
4	159,400	1,108	964
5	160,500	1,116	970
6	161,800	1,124	978
7	163,000	1,133	985
8	164,200	1,141	992
9	165,400	1,150	1,000
10	167,000	1,161	1,010
11	168,600	1,172	1,019
12	170,200	1,183	1,029
13	171,700	1,194	1,038
14	173,300	1,205	1,048
15	175,000	1,216	1,058
16	176,600	1,228	1,067
17	178,200	1,239	1,077
18	180,000	1,251	1,088
19	181,600	1,262	1,098
20	183,300	1,274	1,108
21	184,900	1,286	1,118
22	186,700	1,298	1,128
23	188,400	1,310	1,139
24	190,100	1,322	1,149
25	191,700	1,333	1,159
26	193,300	1,343	1,168
27	194,800	1,354	1,177
28	196,300	1,365	1,187
29	197,700	1,375	1,195
30	199,400	1,386	1,205
31	200,900	1,396	1,214
32	202,500	1,408	1,224
33	204,000	1,418	1,233
34	205,600	1,429	1,243
35	207,000	1,439	1,251
36	208,500	1,449	1,260
37	209,900	1,459	1,269
38	211,500	1,470	1,278
39	212,900	1,480	1,287
40	214,300	1,490	1,295
41	215,700	1,500	1,304
42	217,300	1,511	1,314
43	219,000	1,522	1,324
44	220,600	1,534	1,333
45	222,100	1,544	1,343
46	223,700	1,555	1,352
47	225,400	1,567	1,362
48	227,000	1,578	1,372
49	228,600	1,589	1,382
50	230,300	1,601	1,392
51	232,000	1,613	1,402
52	233,600	1,624	1,412
53	235,200	1,635	1,422

54	237,000	1,647	1,432
55	238,600	1,659	1,442
56	240,300	1,671	1,453
57	241,900	1,682	1,462
58	243,600	1,693	1,472
59	245,100	1,704	1,482
60	246,700	1,715	1,491
61	248,200	1,726	1,501
62	249,800	1,736	1,510
63	251,200	1,746	1,518
64	252,700	1,757	1,528
65	254,100	1,767	1,536
66	255,800	1,778	1,546
67	257,300	1,789	1,555
68	258,900	1,800	1,565
69	260,400	1,811	1,574
70	262,000	1,821	1,584
71	263,400	1,831	1,592
72	264,800	1,841	1,601
73	266,200	1,851	1,609
74	267,200	1,858	1,615
75	268,300	1,865	1,622
76	269,300	1,872	1,628
77	270,300	1,879	1,634
78	271,200	1,885	1,639
79	272,100	1,892	1,645
80	273,000	1,898	1,650
81	273,900	1,905	1,656
82	274,800	1,910	1,661
83	275,500	1,915	1,665
84	276,300	1,921	1,670
85	277,000	1,926	1,674
86	277,400	1,929	1,677
87	277,800	1,931	1,679
88	278,100	1,934	1,682
89	278,100	1,936	1,684

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

第2条　さいたま市技能職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第7条関係）
会計年度任用職員技能職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	156,100	1,103	959
2	157,200	1,110	965
3	158,300	1,118	972
4	159,400	1,126	979
5	160,500	1,134	986
6	161,800	1,143	994
7	163,000	1,151	1,001
8	164,200	1,160	1,008
9	165,400	1,168	1,016
10	167,000	1,180	1,026
11	168,600	1,191	1,035
12	170,200	1,202	1,045
13	171,700	1,213	1,054
14	173,300	1,224	1,064
15	175,000	1,236	1,075
16	176,600	1,247	1,085
17	178,200	1,259	1,094
18	180,000	1,271	1,105
19	181,600	1,283	1,115
20	183,300	1,295	1,126
21	184,900	1,306	1,136
22	186,700	1,319	1,147
23	188,400	1,331	1,157
24	190,100	1,343	1,168
25	191,700	1,354	1,177
26	193,300	1,365	1,187
27	194,800	1,376	1,196
28	196,300	1,387	1,206
29	197,700	1,396	1,214
30	199,400	1,408	1,225
31	200,900	1,419	1,234
32	202,500	1,430	1,244
33	204,000	1,441	1,253
34	205,600	1,452	1,263
35	207,000	1,462	1,271
36	208,500	1,473	1,281
37	209,900	1,483	1,289
38	211,500	1,494	1,299
39	212,900	1,504	1,308
40	214,300	1,514	1,316
41	215,700	1,524	1,325
42	217,300	1,535	1,335
43	219,000	1,547	1,345
44	220,600	1,558	1,355
45	222,100	1,569	1,364
46	223,700	1,580	1,374
47	225,400	1,592	1,384
48	227,000	1,603	1,394
49	228,600	1,615	1,404
50	230,300	1,627	1,415
51	232,000	1,639	1,425
52	233,600	1,650	1,435
53	235,200	1,661	1,445

54	237,000	1,674	1,456
55	238,600	1,685	1,466
56	240,300	1,697	1,476
57	241,900	1,709	1,486
58	243,600	1,721	1,496
59	245,100	1,731	1,505
60	246,700	1,743	1,515
61	248,200	1,753	1,525
62	249,800	1,765	1,534
63	251,200	1,774	1,543
64	252,700	1,785	1,552
65	254,100	1,795	1,561
66	255,800	1,807	1,571
67	257,300	1,818	1,580
68	258,900	1,829	1,590
69	260,400	1,840	1,600
70	262,000	1,851	1,609
71	263,400	1,861	1,618
72	264,800	1,871	1,627
73	266,200	1,880	1,635
74	267,200	1,888	1,641
75	268,300	1,895	1,648
76	269,300	1,902	1,654
77	270,300	1,909	1,660
78	271,200	1,916	1,666
79	272,100	1,922	1,671
80	273,000	1,929	1,677
81	273,900	1,935	1,682
82	274,800	1,941	1,688
83	275,500	1,946	1,692
84	276,300	1,952	1,697
85	277,000	1,957	1,701
86	277,400	1,960	1,704
87	277,800	1,962	1,706
88	278,100	1,965	1,708
89	278,100	1,965	1,708

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年1月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市技能職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1及び別表第4の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のさいたま市技能職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 4 令和6年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 5 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(その他)

- 6 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

さいたま市規則第 1 2 7 号

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

第 1 条　さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年さいたま市規則第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第 1 8 条　期末手当は、条例第 6 条第 3 項に規定する基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（それぞれの基準日における週当たりの勤務時間（1 週間当たりの通常の勤務時間をいう。以下同じ。）が 1 5 時間 3 0 分に満たない者を除く。）で、これらの基準日を含む引き続く任用期間（<u>週当たりの勤務時間が 1 5 時間 3 0 分に満たない職員として在職することとなる期間を除く。次条第 1 項において同じ。</u>）が 6 月以上あるものに支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とする。 2・3　〔略〕 4　期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の 1 2 7. 5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）　〔略〕 5～1 0　〔略〕 （勤勉手当） 第 1 9 条　〔略〕 2～5　〔略〕 6　第 4 項の勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間（週当たりの勤務時間が 1 5 時間 3 0 分に満たない職員として在職した期間及び他の条例の規定に基づき市費から支弁される勤勉手当の算定基礎となる期間を除く。）とし、そ	（期末手当） 第 1 8 条　期末手当は、条例第 6 条第 3 項に規定する基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（それぞれの基準日における週当たりの勤務時間（1 週間当たりの通常の勤務時間をいう。以下同じ。）が 1 5 時間 3 0 分に満たない者を除く。）で、これらの基準日を含む引き続く任用期間が 6 月以上あるものに支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とする。 2・3　〔略〕 4　期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の 1 2 2. 5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）　〔略〕 5～1 0　〔略〕 （勤勉手当） 第 1 9 条　〔略〕 2～5　〔略〕 6　第 4 項の勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間（週当たりの勤務時間が 1 5 時間 3 0 分に満たない職員として在職した期間及び他の条例の規定に基づき市費から支弁される勤勉手当の算定基礎となる期間を除く。）とし、そ

の算定に当たっては、次に掲げる期間を除算する。 (1)・(2) [略] (3) 勤務時間条例第3条又は会計年度任用職員勤務時間規則第3条の規定により任命権者が割振りをした勤務時間のうち、次に掲げる期間を除く勤務をしなかった期間 ア～キ [略] ク <u>育児休業法</u>第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間 (4)～(7) [略] 7～11 [略] 12 会計年度任用職員の成績率は、<u>100分の107.5</u>の範囲内で、任命権者が別に定めるものとする。	の算定に当たっては、次に掲げる期間を除算する。 (1)・(2) [略] (3) 勤務時間条例第3条又は会計年度任用職員勤務時間規則第3条の規定により任命権者が割振りをした勤務時間のうち、次に掲げる期間を除く勤務をしなかった期間 ア～キ [略] ク <u>育児休業条例</u>第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間 (4)～(7) [略] 7～11 [略] 12 会計年度任用職員の成績率は、<u>100分の102.5</u>の範囲内で、任命権者が別に定めるものとする。
---	--

別表第1から第7までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）
会計年度任用職員行政職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	162,400	1,115	970
2	163,700	1,124	977
3	164,800	1,131	984
4	165,900	1,139	991
5	167,100	1,147	997
6	168,300	1,156	1,005
7	169,500	1,164	1,012
8	170,800	1,172	1,019
9	172,000	1,181	1,027
10	173,800	1,193	1,037
11	175,400	1,204	1,047
12	177,200	1,216	1,058
13	178,800	1,228	1,067
14	180,600	1,240	1,078
15	182,200	1,251	1,088
16	183,900	1,263	1,098
17	185,600	1,274	1,108
18	187,300	1,286	1,118
19	189,100	1,298	1,129
20	190,800	1,310	1,139
21	192,500	1,322	1,149
22	194,200	1,334	1,160
23	196,000	1,346	1,170
24	197,700	1,358	1,180
25	199,500	1,370	1,191
26	201,100	1,381	1,201
27	202,800	1,392	1,211
28	204,400	1,404	1,220
29	206,000	1,414	1,230
30	207,600	1,425	1,239
31	209,200	1,436	1,249
32	210,800	1,447	1,258
33	212,300	1,458	1,268
34	213,900	1,469	1,277
35	215,400	1,479	1,286
36	217,000	1,490	1,295
37	218,500	1,500	1,305
38	220,100	1,511	1,314
39	221,600	1,522	1,323
40	223,100	1,532	1,332
41	224,700	1,543	1,341
42	226,400	1,555	1,352
43	228,100	1,566	1,362
44	229,800	1,578	1,372
45	231,500	1,589	1,382
46	233,200	1,601	1,392
47	235,000	1,613	1,403
48	236,700	1,625	1,413
49	238,400	1,637	1,423
50	240,100	1,649	1,434
51	241,900	1,661	1,444
52	243,600	1,673	1,454
53	245,400	1,685	1,465

54	247, 100	1, 697	1, 475
55	248, 900	1, 709	1, 486
56	250, 600	1, 721	1, 496
57	252, 300	1, 732	1, 506
58	253, 900	1, 743	1, 516
59	255, 600	1, 755	1, 526
60	257, 200	1, 766	1, 536
61	258, 700	1, 777	1, 545
62	260, 400	1, 788	1, 555
63	261, 900	1, 799	1, 564
64	263, 600	1, 810	1, 574
65	265, 100	1, 820	1, 583
66	266, 800	1, 832	1, 593
67	268, 400	1, 843	1, 603
68	270, 100	1, 854	1, 612
69	271, 600	1, 865	1, 622
70	272, 900	1, 874	1, 630
71	274, 300	1, 883	1, 638
72	275, 600	1, 892	1, 646
73	276, 900	1, 901	1, 653
74	278, 100	1, 909	1, 660
75	279, 200	1, 917	1, 667
76	280, 500	1, 926	1, 674
77	281, 600	1, 933	1, 681
78	282, 500	1, 940	1, 687
79	283, 400	1, 946	1, 692
80	284, 400	1, 953	1, 698
81	285, 300	1, 959	1, 703
82	285, 900	1, 965	1, 708
83	285, 900	1, 970	1, 713
84	285, 900	1, 974	1, 717
85	285, 900	1, 979	1, 721
86	285, 900	1, 983	1, 724
87	285, 900	1, 986	1, 727
88	285, 900	1, 989	1, 729
89	285, 900	1, 991	1, 732

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第2（第2条関係）

会計年度任用職員医療職給料表

ア 会計年度任用職員医療職給料表(1)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	291,400	1,886	1,626
2	293,700	1,904	1,641
3	296,000	1,921	1,656
4	298,200	1,938	1,671
5	300,300	1,953	1,684
6	303,800	1,978	1,705
7	307,300	2,003	1,727
8	310,700	2,027	1,748
9	314,100	2,053	1,770
10	317,600	2,078	1,791
11	321,000	2,104	1,813
12	324,400	2,128	1,835
13	327,800	2,153	1,856
14	331,300	2,181	1,880
15	334,700	2,209	1,904
16	338,100	2,235	1,926
17	341,500	2,260	1,949
18	344,600	2,285	1,970
19	347,700	2,310	1,992
20	350,800	2,335	2,013
21	354,000	2,361	2,035
22	357,100	2,387	2,058
23	360,200	2,411	2,079
24	363,200	2,435	2,099
25	366,200	2,458	2,119
26	368,500	2,476	2,135
27	370,800	2,494	2,150
28	373,000	2,511	2,164
29	374,900	2,525	2,177
30	376,600	2,538	2,188
31	378,300	2,550	2,198
32	380,100	2,563	2,209
33	381,900	2,576	2,221
34	383,700	2,592	2,234
35	385,300	2,607	2,247
36	386,700	2,621	2,259
37	388,100	2,635	2,271
38	389,600	2,650	2,285
39	391,100	2,665	2,298
40	392,600	2,679	2,310
41	394,100	2,694	2,322
42	394,800	2,699	2,326
43	395,400	2,703	2,330
44	396,100	2,708	2,334
45	397,000	2,714	2,340
46	397,600	2,724	2,348
47	398,200	2,733	2,356
48	398,800	2,742	2,364
49	399,400	2,748	2,369
50	399,900	2,754	2,374
51	400,400	2,759	2,379
52	400,900	2,763	2,382

53	401,400	2,769	2,387
54	401,800	2,774	2,392
55	402,200	2,779	2,396
56	402,600	2,784	2,400
57	403,000	2,789	2,404
58	403,400	2,796	2,410
59	403,800	2,801	2,414
60	404,200	2,805	2,418
61	404,600	2,808	2,421
62	405,000	2,812	2,424
63	405,400	2,815	2,427
64	405,800	2,818	2,429
65	406,100	2,820	2,431

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

イ 会計年度任用職員医療職給料表(2)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	175,800	1,204	1,047
2	177,500	1,216	1,057
3	179,000	1,226	1,066
4	180,700	1,237	1,076
5	182,200	1,248	1,085
6	183,900	1,259	1,095
7	185,400	1,270	1,104
8	187,100	1,281	1,114
9	188,600	1,292	1,123
10	190,200	1,302	1,133
11	191,600	1,312	1,141
12	193,100	1,323	1,150
13	194,600	1,333	1,159
14	196,100	1,343	1,168
15	197,600	1,353	1,177
16	199,000	1,363	1,185
17	200,500	1,373	1,194
18	202,000	1,384	1,203
19	203,500	1,394	1,212
20	204,900	1,404	1,220
21	206,300	1,413	1,229
22	207,900	1,424	1,238
23	209,300	1,434	1,247
24	210,800	1,444	1,255
25	212,200	1,454	1,264
26	213,800	1,464	1,273
27	215,200	1,474	1,282
28	216,700	1,484	1,290
29	218,100	1,494	1,299
30	219,600	1,505	1,308
31	221,100	1,514	1,317
32	222,500	1,524	1,325
33	224,000	1,534	1,334
34	225,400	1,544	1,343
35	226,900	1,554	1,351
36	228,300	1,564	1,360
37	229,800	1,574	1,368
38	231,200	1,584	1,377
39	232,600	1,594	1,386
40	234,100	1,603	1,394
41	235,500	1,613	1,403
42	237,000	1,623	1,411
43	238,400	1,633	1,420
44	239,900	1,643	1,429
45	241,200	1,652	1,437
46	242,600	1,662	1,445
47	244,100	1,672	1,454
48	245,500	1,682	1,462
49	246,900	1,691	1,470
50	248,300	1,701	1,479
51	249,800	1,711	1,488
52	251,200	1,721	1,496
53	252,500	1,730	1,504
54	254,000	1,740	1,513

55	255,400	1,750	1,521
56	256,900	1,760	1,530
57	258,300	1,770	1,539
58	259,700	1,779	1,547
59	261,000	1,788	1,555
60	262,300	1,797	1,563
61	263,600	1,806	1,570
62	264,900	1,815	1,578
63	266,300	1,824	1,586
64	267,600	1,833	1,594
65	268,800	1,842	1,601
66	270,200	1,851	1,609
67	271,400	1,859	1,617
68	272,600	1,868	1,624
69	273,900	1,876	1,631
70	275,200	1,885	1,639
71	276,500	1,894	1,647
72	277,700	1,902	1,654
73	278,900	1,911	1,662
74	280,300	1,920	1,670
75	281,500	1,929	1,677
76	282,800	1,937	1,684
77	284,000	1,945	1,692
78	285,200	1,954	1,699
79	286,500	1,962	1,706
80	287,700	1,971	1,714
81	288,800	1,979	1,721
82	290,000	1,986	1,727
83	291,100	1,994	1,734
84	292,200	2,002	1,741
85	293,300	2,009	1,747
86	294,400	2,017	1,754
87	295,400	2,024	1,760
88	296,600	2,032	1,767
89	297,600	2,039	1,773
90	298,100	2,044	1,778
91	298,100	2,049	1,782
92	298,100	2,055	1,787
93	298,100	2,060	1,791
94	298,100	2,065	1,796
95	298,100	2,069	1,799
96	298,100	2,073	1,803
97	298,100	2,078	1,807

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

ウ 会計年度任用職員医療職給料表(3)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	189,000	1,288	1,120
2	190,600	1,300	1,130
3	192,200	1,310	1,139
4	193,800	1,322	1,149
5	195,400	1,332	1,158
6	197,000	1,343	1,168
7	198,600	1,354	1,177
8	200,300	1,365	1,187
9	201,800	1,376	1,196
10	203,400	1,387	1,206
11	204,900	1,397	1,215
12	206,500	1,408	1,224
13	208,000	1,418	1,233
14	209,600	1,429	1,243
15	211,100	1,440	1,252
16	212,700	1,450	1,261
17	214,200	1,461	1,270
18	215,900	1,472	1,280
19	217,500	1,483	1,289
20	219,000	1,493	1,298
21	220,600	1,504	1,308
22	222,300	1,516	1,318
23	224,000	1,527	1,328
24	225,600	1,538	1,338
25	227,300	1,550	1,348
26	229,000	1,561	1,357
27	230,500	1,572	1,367
28	232,100	1,582	1,376
29	233,600	1,593	1,385
30	235,200	1,603	1,394
31	236,700	1,614	1,403
32	238,300	1,625	1,413
33	239,700	1,635	1,421
34	241,200	1,644	1,430
35	242,600	1,654	1,439
36	244,100	1,664	1,447
37	245,400	1,673	1,455
38	246,800	1,683	1,463
39	248,000	1,691	1,470
40	249,300	1,700	1,478
41	250,500	1,708	1,485
42	251,700	1,717	1,493
43	253,000	1,725	1,500
44	254,200	1,734	1,507
45	255,400	1,741	1,514
46	256,500	1,749	1,521
47	257,700	1,757	1,528
48	258,800	1,765	1,534
49	259,900	1,772	1,541
50	261,100	1,780	1,548
51	262,200	1,788	1,555
52	263,400	1,796	1,561
53	264,500	1,803	1,568
54	265,700	1,812	1,576

55	266,900	1,820	1,582
56	268,000	1,827	1,589
57	269,200	1,835	1,596
58	270,300	1,843	1,603
59	271,400	1,851	1,609
60	272,600	1,859	1,616
61	273,700	1,866	1,623
62	275,000	1,875	1,630
63	276,100	1,883	1,637
64	277,300	1,891	1,644
65	278,500	1,899	1,651
66	279,600	1,907	1,658
67	280,800	1,914	1,665
68	281,900	1,922	1,671
69	283,000	1,930	1,678
70	284,200	1,938	1,685
71	285,300	1,945	1,692
72	286,500	1,953	1,698
73	287,500	1,960	1,705
74	288,700	1,969	1,712
75	290,000	1,977	1,719
76	291,200	1,986	1,727
77	292,400	1,994	1,733
78	292,700	2,001	1,740
79	292,700	2,009	1,747
80	292,700	2,017	1,754
81	292,700	2,024	1,760
82	292,700	2,028	1,764
83	292,700	2,032	1,767
84	292,700	2,036	1,770
85	292,700	2,039	1,773

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第3（第2条関係）
会計年度任用職員消防職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	177,400	1,218	1,059
2	178,700	1,226	1,066
3	179,800	1,234	1,073
4	180,900	1,242	1,080
5	182,100	1,249	1,086
6	183,300	1,258	1,094
7	184,500	1,266	1,101
8	185,800	1,275	1,109
9	187,000	1,283	1,116
10	188,800	1,295	1,126
11	190,400	1,307	1,136
12	192,200	1,319	1,147
13	193,800	1,330	1,156
14	195,400	1,341	1,166
15	197,100	1,353	1,176
16	198,700	1,364	1,186
17	200,400	1,375	1,196
18	202,100	1,387	1,206
19	203,900	1,399	1,217
20	205,600	1,411	1,227
21	207,300	1,423	1,237
22	209,100	1,435	1,248
23	210,900	1,447	1,258
24	212,600	1,459	1,269
25	214,400	1,471	1,279
26	216,000	1,483	1,289
27	217,600	1,493	1,298
28	219,100	1,504	1,308
29	220,700	1,514	1,317
30	222,200	1,525	1,326
31	223,700	1,536	1,335
32	225,300	1,546	1,345
33	226,800	1,557	1,354
34	228,400	1,567	1,363
35	229,800	1,577	1,372
36	231,400	1,588	1,381
37	232,800	1,598	1,389
38	234,200	1,608	1,398
39	235,700	1,618	1,407
40	237,100	1,628	1,415
41	238,600	1,637	1,424
42	240,100	1,648	1,433
43	241,700	1,659	1,442
44	243,200	1,669	1,451
45	244,700	1,680	1,461
46	246,300	1,690	1,470
47	247,800	1,701	1,479
48	249,400	1,712	1,488
49	250,900	1,722	1,498
50	252,500	1,733	1,507
51	254,000	1,743	1,516
52	255,600	1,754	1,525
53	257,100	1,765	1,534

54	258,600	1,775	1,544
55	260,200	1,786	1,553
56	261,700	1,796	1,562
57	263,200	1,806	1,571
58	264,700	1,817	1,580
59	266,300	1,827	1,589
60	267,800	1,838	1,598
61	269,200	1,848	1,607
62	270,800	1,859	1,616
63	272,200	1,868	1,625
64	273,700	1,878	1,633
65	275,100	1,888	1,642
66	276,600	1,899	1,651
67	278,200	1,909	1,660
68	279,700	1,920	1,670
69	281,200	1,930	1,678
70	282,700	1,941	1,687
71	284,200	1,950	1,696
72	285,700	1,961	1,705
73	287,100	1,971	1,714
74	288,500	1,980	1,722
75	289,800	1,989	1,730
76	291,200	1,998	1,738
77	292,500	2,008	1,746
78	293,400	2,014	1,751
79	294,400	2,020	1,757
80	295,300	2,027	1,762
81	296,200	2,033	1,768
82	297,000	2,039	1,773
83	297,300	2,044	1,778
84	297,300	2,050	1,783
85	297,300	2,055	1,787
86	297,300	2,059	1,791
87	297,300	2,063	1,794
88	297,300	2,068	1,798
89	297,300	2,071	1,801

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第4（第2条関係）

会計年度任用職員教育職給料表

ア 会計年度任用職員教育職給料表(1)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	227,600	1,552	1,349
2	229,400	1,564	1,360
3	230,900	1,575	1,369
4	232,500	1,585	1,378
5	234,300	1,597	1,389
6	235,600	1,606	1,397
7	236,900	1,615	1,404
8	238,200	1,624	1,412
9	240,000	1,636	1,423
10	241,700	1,648	1,433
11	243,500	1,660	1,443
12	245,100	1,671	1,453
13	246,700	1,682	1,462
14	248,800	1,696	1,475
15	250,700	1,709	1,486
16	252,700	1,723	1,498
17	254,500	1,735	1,509
18	257,000	1,752	1,523
19	259,400	1,769	1,538
20	261,900	1,786	1,553
21	264,400	1,803	1,568
22	266,900	1,820	1,582
23	269,300	1,836	1,596
24	271,600	1,852	1,610
25	273,800	1,867	1,623
26	276,100	1,883	1,637
27	278,600	1,900	1,652
28	280,800	1,914	1,665
29	283,200	1,931	1,679
30	285,500	1,947	1,693
31	287,800	1,962	1,706
32	290,000	1,977	1,719
33	292,200	1,992	1,732
34	294,500	2,008	1,746
35	296,600	2,023	1,759
36	298,600	2,036	1,770
37	300,800	2,051	1,783
38	302,500	2,063	1,794
39	304,400	2,076	1,805
40	306,200	2,088	1,815
41	307,500	2,097	1,823
42	309,600	2,111	1,835
43	311,600	2,124	1,847
44	313,600	2,138	1,859
45	315,700	2,153	1,872
46	317,900	2,167	1,885
47	320,200	2,183	1,898
48	322,400	2,198	1,912
49	324,600	2,213	1,925
50	327,000	2,230	1,939
51	329,300	2,245	1,952
52	331,400	2,260	1,965

53	333,600	2,275	1,978
54	335,200	2,285	1,987
55	336,700	2,296	1,996
56	338,300	2,307	2,006
57	340,000	2,319	2,016
58	342,100	2,333	2,028
59	344,200	2,347	2,041
60	346,200	2,360	2,052
61	348,000	2,373	2,063
62	350,100	2,387	2,076
63	352,200	2,401	2,088
64	354,100	2,415	2,100
65	355,900	2,427	2,110
66	358,000	2,441	2,122
67	360,000	2,455	2,135
68	362,100	2,469	2,147
69	364,000	2,482	2,158
70	366,000	2,495	2,170
71	367,900	2,509	2,181
72	369,900	2,522	2,193
73	371,500	2,533	2,203
74	373,500	2,547	2,215
75	375,400	2,560	2,226
76	377,300	2,573	2,237
77	379,200	2,586	2,248
78	381,000	2,598	2,259
79	382,600	2,609	2,269
80	384,300	2,620	2,278
81	385,700	2,630	2,287
82	387,300	2,641	2,296
83	388,700	2,651	2,305
84	390,100	2,660	2,313
85	391,200	2,668	2,320
86	392,700	2,678	2,328
87	394,100	2,687	2,337
88	395,500	2,697	2,345
89	396,700	2,705	2,352
90	398,100	2,714	2,360
91	399,200	2,722	2,367
92	400,500	2,731	2,374
93	401,700	2,739	2,382
94	402,800	2,747	2,388
95	404,100	2,755	2,396
96	405,300	2,764	2,403
97	406,800	2,774	2,412
98	407,800	2,781	2,418
99	408,800	2,788	2,424
100	409,900	2,795	2,430
101	410,800	2,801	2,436
102	411,800	2,808	2,442
103	413,000	2,816	2,449
104	414,100	2,824	2,455
105	414,900	2,829	2,460
106	415,800	2,835	2,465
107	416,700	2,841	2,471
108	417,700	2,848	2,476
109	418,500	2,853	2,481
110	419,400	2,860	2,487
111	420,200	2,865	2,492

112	421, 100	2, 871	2, 497
113	421, 700	2, 875	2, 500
114	422, 400	2, 880	2, 505
115	422, 800	2, 885	2, 509
116	422, 800	2, 890	2, 513
117	422, 800	2, 894	2, 517
118	422, 800	2, 898	2, 520
119	422, 800	2, 901	2, 522
120	422, 800	2, 904	2, 525
121	422, 800	2, 906	2, 527
122	422, 800	2, 908	2, 529
123	422, 800	2, 910	2, 530
124	422, 800	2, 911	2, 532
125	422, 800	2, 913	2, 533
126	422, 800	2, 915	2, 535
127	422, 800	2, 917	2, 537
128	422, 800	2, 918	2, 538
129	422, 800	2, 920	2, 539
130	422, 800	2, 922	2, 541
131	422, 800	2, 924	2, 543
132	422, 800	2, 926	2, 544
133	422, 800	2, 927	2, 545
134	422, 800	2, 929	2, 547
135	422, 800	2, 931	2, 549
136	422, 800	2, 933	2, 550
137	422, 800	2, 934	2, 551
138	422, 800	2, 936	2, 553
139	422, 800	2, 938	2, 555
140	422, 800	2, 940	2, 556
141	422, 800	2, 941	2, 557
142	422, 800	2, 943	2, 559
143	422, 800	2, 945	2, 561
144	422, 800	2, 947	2, 562
145	422, 800	2, 948	2, 564
146	422, 800	2, 950	2, 565
147	422, 800	2, 952	2, 567
148	422, 800	2, 954	2, 568
149	422, 800	2, 955	2, 570

備考

- 1 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。
- 2 語学指導等を行う外国青年招致事業により招致する外国青年には、地域手当支給地域外に在勤する場合の報酬時間額を適用する。

イ 会計年度任用職員教育職給料表(2)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	201,300	1,366	1,188
2	203,500	1,381	1,201
3	205,600	1,396	1,214
4	207,900	1,411	1,227
5	210,100	1,426	1,240
6	212,300	1,441	1,253
7	214,500	1,456	1,266
8	216,700	1,471	1,279
9	219,000	1,486	1,292
10	221,500	1,503	1,307
11	223,900	1,519	1,321
12	226,100	1,535	1,335
13	228,600	1,552	1,349
14	230,400	1,564	1,360
15	232,000	1,575	1,369
16	233,500	1,585	1,378
17	235,300	1,597	1,389
18	236,700	1,606	1,397
19	237,900	1,615	1,404
20	239,300	1,624	1,412
21	241,000	1,636	1,423
22	242,800	1,648	1,433
23	244,600	1,660	1,443
24	246,200	1,671	1,453
25	247,800	1,682	1,462
26	249,900	1,696	1,475
27	251,800	1,709	1,486
28	253,800	1,723	1,498
29	255,600	1,735	1,509
30	258,100	1,752	1,523
31	260,600	1,769	1,538
32	263,100	1,786	1,553
33	265,600	1,803	1,568
34	268,100	1,820	1,582
35	270,500	1,836	1,596
36	272,800	1,852	1,610
37	275,100	1,867	1,623
38	277,300	1,883	1,637
39	279,800	1,900	1,652
40	282,000	1,914	1,665
41	284,400	1,931	1,679
42	286,800	1,947	1,693
43	289,100	1,962	1,706
44	291,300	1,977	1,719
45	293,500	1,992	1,732
46	295,800	2,008	1,746
47	298,000	2,023	1,759
48	299,900	2,036	1,770
49	302,100	2,051	1,783
50	303,900	2,063	1,794
51	305,800	2,076	1,805
52	307,500	2,088	1,815
53	308,900	2,097	1,823
54	311,000	2,111	1,835

55	312, 900	2, 124	1, 847
56	315, 000	2, 138	1, 859
57	317, 100	2, 153	1, 872
58	319, 300	2, 167	1, 885
59	321, 600	2, 183	1, 898
60	323, 900	2, 198	1, 912
61	326, 100	2, 213	1, 925
62	328, 400	2, 230	1, 939
63	330, 700	2, 245	1, 952
64	332, 900	2, 260	1, 965
65	335, 100	2, 275	1, 978
66	336, 700	2, 285	1, 987
67	338, 200	2, 296	1, 996
68	339, 800	2, 307	2, 006
69	341, 600	2, 319	2, 016
70	343, 600	2, 333	2, 028
71	345, 700	2, 347	2, 041
72	347, 700	2, 360	2, 052
73	349, 600	2, 373	2, 063
74	351, 700	2, 387	2, 076
75	353, 600	2, 401	2, 087
76	355, 600	2, 414	2, 099
77	357, 400	2, 426	2, 109
78	359, 200	2, 439	2, 121
79	361, 000	2, 451	2, 131
80	362, 800	2, 463	2, 141
81	364, 700	2, 475	2, 152
82	366, 400	2, 487	2, 163
83	367, 900	2, 497	2, 172
84	369, 600	2, 509	2, 181
85	370, 800	2, 517	2, 189
86	372, 500	2, 528	2, 199
87	374, 000	2, 539	2, 208
88	375, 600	2, 550	2, 217
89	376, 900	2, 559	2, 225
90	378, 300	2, 568	2, 233
91	379, 600	2, 577	2, 241
92	381, 100	2, 587	2, 250
93	382, 600	2, 597	2, 258
94	383, 900	2, 606	2, 266
95	385, 200	2, 615	2, 274
96	386, 300	2, 622	2, 280
97	387, 300	2, 629	2, 286
98	388, 400	2, 637	2, 293
99	389, 400	2, 644	2, 299
100	390, 400	2, 650	2, 304
101	391, 200	2, 656	2, 309
102	392, 200	2, 663	2, 315
103	393, 200	2, 669	2, 321
104	394, 100	2, 675	2, 326
105	394, 900	2, 681	2, 331
106	395, 900	2, 687	2, 337
107	396, 800	2, 694	2, 342
108	397, 800	2, 700	2, 348
109	398, 600	2, 706	2, 353
110	399, 600	2, 713	2, 359
111	400, 600	2, 719	2, 364
112	401, 500	2, 726	2, 370
113	402, 100	2, 730	2, 374

114	403,100	2,736	2,379
115	404,000	2,743	2,385
116	404,900	2,749	2,390
117	405,800	2,755	2,395
118	406,500	2,760	2,400
119	407,300	2,765	2,404
120	408,200	2,771	2,409
121	408,800	2,775	2,413
122	409,600	2,781	2,418
123	410,300	2,786	2,422
124	411,100	2,791	2,427
125	411,700	2,795	2,430
126	411,800	2,800	2,435
127	411,800	2,803	2,438
128	411,800	2,808	2,441
129	411,800	2,812	2,446
130	411,800	2,817	2,449
131	411,800	2,820	2,452
132	411,800	2,824	2,455
133	411,800	2,826	2,457
134	411,800	2,828	2,459
135	411,800	2,830	2,461
136	411,800	2,832	2,463
137	411,800	2,834	2,465
138	411,800	2,837	2,466
139	411,800	2,839	2,468
140	411,800	2,841	2,470
141	411,800	2,843	2,472
142	411,800	2,845	2,474
143	411,800	2,847	2,476
144	411,800	2,849	2,478
145	411,800	2,851	2,479
146	411,800	2,853	2,481
147	411,800	2,855	2,482
148	411,800	2,856	2,484
149	411,800	2,858	2,485
150	411,800	2,860	2,487
151	411,800	2,862	2,489
152	411,800	2,863	2,490
153	411,800	2,865	2,491
154	411,800	2,867	2,493
155	411,800	2,869	2,495
156	411,800	2,870	2,496
157	411,800	2,872	2,497
158	411,800	2,874	2,499
159	411,800	2,876	2,501
160	411,800	2,878	2,502
161	411,800	2,879	2,503

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第5（第2条関係）

会計年度任用職員学校栄養職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	175,800	1,204	1,047
2	177,500	1,216	1,057
3	179,000	1,226	1,066
4	180,700	1,237	1,076
5	182,200	1,248	1,085
6	183,900	1,259	1,095
7	185,400	1,270	1,104
8	187,100	1,281	1,114
9	188,600	1,292	1,123
10	190,200	1,302	1,133
11	191,600	1,312	1,141
12	193,100	1,323	1,150
13	194,600	1,333	1,159
14	196,100	1,343	1,168
15	197,600	1,353	1,177
16	199,000	1,363	1,185
17	200,500	1,373	1,194
18	202,000	1,384	1,203
19	203,500	1,394	1,212
20	204,900	1,404	1,220
21	206,300	1,413	1,229
22	207,900	1,424	1,238
23	209,300	1,434	1,247
24	210,800	1,444	1,255
25	212,200	1,454	1,264
26	213,800	1,464	1,273
27	215,200	1,474	1,282
28	216,700	1,484	1,290
29	218,100	1,494	1,299
30	219,600	1,505	1,308
31	221,100	1,514	1,317
32	222,500	1,524	1,325
33	224,000	1,534	1,334
34	225,400	1,544	1,343
35	226,900	1,554	1,351
36	228,300	1,564	1,360
37	229,800	1,574	1,368
38	231,200	1,584	1,377
39	232,600	1,594	1,386
40	234,100	1,603	1,394
41	235,500	1,613	1,403
42	237,000	1,623	1,411
43	238,400	1,633	1,420
44	239,900	1,643	1,429
45	241,200	1,652	1,437
46	242,600	1,662	1,445
47	244,100	1,672	1,454
48	245,500	1,682	1,462
49	246,900	1,691	1,470
50	248,300	1,701	1,479
51	249,800	1,711	1,488
52	251,200	1,721	1,496
53	252,500	1,730	1,504

54	254,000	1,740	1,513
55	255,400	1,750	1,521
56	256,900	1,760	1,530
57	258,300	1,770	1,539
58	259,700	1,779	1,547
59	261,000	1,788	1,555
60	262,300	1,797	1,563
61	263,600	1,806	1,570
62	264,900	1,815	1,578
63	266,300	1,824	1,586
64	267,600	1,833	1,594
65	268,800	1,842	1,601
66	270,200	1,851	1,609
67	271,400	1,859	1,617
68	272,600	1,868	1,624
69	273,900	1,876	1,631
70	275,200	1,885	1,639
71	276,500	1,894	1,647
72	277,700	1,902	1,654
73	278,900	1,911	1,662
74	280,300	1,920	1,670
75	281,500	1,929	1,677
76	282,800	1,937	1,684
77	284,000	1,945	1,692
78	285,200	1,954	1,699
79	286,500	1,962	1,706
80	287,700	1,971	1,714
81	288,800	1,979	1,721
82	290,000	1,986	1,727
83	291,100	1,994	1,734
84	292,200	2,002	1,741
85	293,300	2,009	1,747
86	294,400	2,017	1,754
87	295,400	2,024	1,760
88	296,600	2,032	1,767
89	297,600	2,039	1,773
90	298,100	2,044	1,778
91	298,100	2,049	1,782
92	298,100	2,055	1,787
93	298,100	2,060	1,791
94	298,100	2,065	1,796
95	298,100	2,069	1,799
96	298,100	2,073	1,803
97	298,100	2,078	1,807

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第6（第2条関係）

会計年度任用職員学校事務職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	162,400	1,115	970
2	163,700	1,124	977
3	164,800	1,131	984
4	165,900	1,139	991
5	167,100	1,147	997
6	168,300	1,156	1,005
7	169,500	1,164	1,012
8	170,800	1,172	1,019
9	172,000	1,181	1,027
10	173,800	1,193	1,037
11	175,400	1,204	1,047
12	177,200	1,216	1,058
13	178,800	1,228	1,067
14	180,600	1,240	1,078
15	182,200	1,251	1,088
16	183,900	1,263	1,098
17	185,600	1,274	1,108
18	187,300	1,286	1,118
19	189,100	1,298	1,129
20	190,800	1,310	1,139
21	192,500	1,322	1,149
22	194,200	1,334	1,160
23	196,000	1,346	1,170
24	197,700	1,358	1,180
25	199,500	1,370	1,191
26	201,100	1,381	1,201
27	202,800	1,392	1,211
28	204,400	1,404	1,220
29	206,000	1,414	1,230
30	207,600	1,425	1,239
31	209,200	1,436	1,249
32	210,800	1,447	1,258
33	212,300	1,458	1,268
34	213,900	1,469	1,277
35	215,400	1,479	1,286
36	217,000	1,490	1,295
37	218,500	1,500	1,305
38	220,100	1,511	1,314
39	221,600	1,522	1,323
40	223,100	1,532	1,332
41	224,700	1,543	1,341
42	226,400	1,555	1,352
43	228,100	1,566	1,362
44	229,800	1,578	1,372
45	231,500	1,589	1,382
46	233,200	1,601	1,392
47	235,000	1,613	1,403
48	236,700	1,625	1,413
49	238,400	1,637	1,423
50	240,100	1,649	1,434
51	241,900	1,661	1,444
52	243,600	1,673	1,454
53	245,400	1,685	1,465

54	247, 100	1, 697	1, 475
55	248, 900	1, 709	1, 486
56	250, 600	1, 721	1, 496
57	252, 300	1, 732	1, 506
58	253, 900	1, 743	1, 516
59	255, 600	1, 755	1, 526
60	257, 200	1, 766	1, 536
61	258, 700	1, 777	1, 545
62	260, 400	1, 788	1, 555
63	261, 900	1, 799	1, 564
64	263, 600	1, 810	1, 574
65	265, 100	1, 820	1, 583
66	266, 800	1, 832	1, 593
67	268, 400	1, 843	1, 603
68	270, 100	1, 854	1, 612
69	271, 600	1, 865	1, 622
70	272, 900	1, 874	1, 630
71	274, 300	1, 883	1, 638
72	275, 600	1, 892	1, 646
73	276, 900	1, 901	1, 653
74	278, 100	1, 909	1, 660
75	279, 200	1, 917	1, 667
76	280, 500	1, 926	1, 674
77	281, 600	1, 933	1, 681
78	282, 500	1, 940	1, 687
79	283, 400	1, 946	1, 692
80	284, 400	1, 953	1, 698
81	285, 300	1, 959	1, 703
82	285, 900	1, 965	1, 708
83	285, 900	1, 970	1, 713
84	285, 900	1, 974	1, 717
85	285, 900	1, 979	1, 721
86	285, 900	1, 983	1, 724
87	285, 900	1, 986	1, 727
88	285, 900	1, 989	1, 729
89	285, 900	1, 991	1, 732

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第7（第2条関係）

会計年度任用職員特定専門職給料表

給 号	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在 勤する場合	地域手当支給地域外に 在勤する場合
	円	円	円
1	392,000	2,685	2,334
2	440,000	3,017	2,623
3	492,000	3,370	2,930
4	555,000	3,808	3,311
5	634,000	4,345	3,778
6	740,000	5,073	4,411
7	864,000	5,928	5,155

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

第2条　さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1から第7までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）
会計年度任用職員行政職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	162,400	1,147	997
2	163,700	1,156	1,005
3	164,800	1,164	1,012
4	165,900	1,172	1,019
5	167,100	1,180	1,026
6	168,300	1,189	1,034
7	169,500	1,197	1,041
8	170,800	1,206	1,049
9	172,000	1,215	1,056
10	173,800	1,228	1,067
11	175,400	1,239	1,077
12	177,200	1,252	1,088
13	178,800	1,263	1,098
14	180,600	1,276	1,109
15	182,200	1,287	1,119
16	183,900	1,299	1,129
17	185,600	1,311	1,140
18	187,300	1,323	1,150
19	189,100	1,336	1,161
20	190,800	1,348	1,172
21	192,500	1,360	1,182
22	194,200	1,372	1,193
23	196,000	1,384	1,204
24	197,700	1,396	1,214
25	199,500	1,409	1,225
26	201,100	1,420	1,235
27	202,800	1,432	1,246
28	204,400	1,444	1,255
29	206,000	1,455	1,265
30	207,600	1,466	1,275
31	209,200	1,478	1,285
32	210,800	1,489	1,295
33	212,300	1,500	1,304
34	213,900	1,511	1,314
35	215,400	1,522	1,323
36	217,000	1,533	1,333
37	218,500	1,543	1,342
38	220,100	1,555	1,352
39	221,600	1,565	1,361
40	223,100	1,576	1,370
41	224,700	1,587	1,380
42	226,400	1,599	1,391
43	228,100	1,611	1,401
44	229,800	1,623	1,411
45	231,500	1,635	1,422
46	233,200	1,647	1,432
47	235,000	1,660	1,443
48	236,700	1,672	1,454
49	238,400	1,684	1,464
50	240,100	1,696	1,475
51	241,900	1,709	1,486
52	243,600	1,721	1,496
53	245,400	1,734	1,507

54	247,100	1,746	1,518
55	248,900	1,758	1,529
56	250,600	1,770	1,539
57	252,300	1,782	1,550
58	253,900	1,794	1,560
59	255,600	1,806	1,570
60	257,200	1,817	1,580
61	258,700	1,827	1,589
62	260,400	1,840	1,600
63	261,900	1,850	1,609
64	263,600	1,862	1,619
65	265,100	1,873	1,628
66	266,800	1,885	1,639
67	268,400	1,896	1,649
68	270,100	1,908	1,659
69	271,600	1,919	1,668
70	272,900	1,928	1,676
71	274,300	1,938	1,685
72	275,600	1,947	1,693
73	276,900	1,956	1,701
74	278,100	1,965	1,708
75	279,200	1,972	1,715
76	280,500	1,982	1,723
77	281,600	1,989	1,730
78	282,500	1,996	1,735
79	283,400	2,002	1,741
80	284,400	2,009	1,747
81	285,300	2,015	1,752
82	285,900	2,020	1,756
83	285,900	2,020	1,756
84	285,900	2,020	1,756
85	285,900	2,020	1,756
86	285,900	2,020	1,756
87	285,900	2,020	1,756
88	285,900	2,020	1,756
89	285,900	2,020	1,756

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第2（第2条関係）

会計年度任用職員医療職給料表

ア 会計年度任用職員医療職給料表(1)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	291,400	2,076	1,790
2	293,700	2,093	1,804
3	296,000	2,109	1,818
4	298,200	2,125	1,832
5	300,300	2,140	1,845
6	303,800	2,165	1,866
7	307,300	2,190	1,888
8	310,700	2,214	1,909
9	314,100	2,238	1,929
10	317,600	2,263	1,951
11	321,000	2,287	1,972
12	324,400	2,312	1,993
13	327,800	2,336	2,014
14	331,300	2,361	2,035
15	334,700	2,385	2,056
16	338,100	2,409	2,077
17	341,500	2,434	2,098
18	344,600	2,456	2,117
19	347,700	2,478	2,136
20	350,800	2,500	2,155
21	354,000	2,523	2,175
22	357,100	2,545	2,194
23	360,200	2,567	2,213
24	363,200	2,588	2,231
25	366,200	2,610	2,250
26	368,500	2,626	2,264
27	370,800	2,642	2,278
28	373,000	2,658	2,291
29	374,900	2,672	2,303
30	376,600	2,684	2,313
31	378,300	2,696	2,324
32	380,100	2,709	2,335
33	381,900	2,721	2,346
34	383,700	2,734	2,357
35	385,300	2,746	2,367
36	386,700	2,756	2,376
37	388,100	2,766	2,384
38	389,600	2,776	2,393
39	391,100	2,787	2,403
40	392,600	2,798	2,412
41	394,100	2,808	2,421
42	394,800	2,813	2,425
43	395,400	2,818	2,429
44	396,100	2,823	2,433
45	397,000	2,829	2,439
46	397,600	2,833	2,443
47	398,200	2,838	2,446
48	398,800	2,842	2,450
49	399,400	2,846	2,454
50	399,900	2,850	2,457
51	400,400	2,853	2,460
52	400,900	2,857	2,463

53	401,400	2,860	2,466
54	401,800	2,863	2,468
55	402,200	2,866	2,471
56	402,600	2,869	2,473
57	403,000	2,872	2,476
58	403,400	2,875	2,478
59	403,800	2,878	2,481
60	404,200	2,880	2,483
61	404,600	2,883	2,486
62	405,000	2,886	2,488
63	405,400	2,889	2,490
64	405,800	2,892	2,493
65	406,100	2,894	2,495

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

イ 会計年度任用職員医療職給料表(2)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	175,800	1,242	1,080
2	177,500	1,254	1,090
3	179,000	1,264	1,099
4	180,700	1,276	1,110
5	182,200	1,287	1,119
6	183,900	1,299	1,129
7	185,400	1,310	1,139
8	187,100	1,322	1,149
9	188,600	1,332	1,158
10	190,200	1,343	1,168
11	191,600	1,353	1,177
12	193,100	1,364	1,186
13	194,600	1,375	1,195
14	196,100	1,385	1,204
15	197,600	1,396	1,214
16	199,000	1,406	1,222
17	200,500	1,416	1,231
18	202,000	1,427	1,241
19	203,500	1,437	1,250
20	204,900	1,447	1,258
21	206,300	1,457	1,267
22	207,900	1,469	1,277
23	209,300	1,478	1,286
24	210,800	1,489	1,295
25	212,200	1,499	1,303
26	213,800	1,510	1,313
27	215,200	1,520	1,322
28	216,700	1,531	1,331
29	218,100	1,541	1,340
30	219,600	1,551	1,349
31	221,100	1,562	1,358
32	222,500	1,572	1,367
33	224,000	1,582	1,376
34	225,400	1,592	1,384
35	226,900	1,603	1,394
36	228,300	1,613	1,402
37	229,800	1,623	1,411
38	231,200	1,633	1,420
39	232,600	1,643	1,429
40	234,100	1,654	1,438
41	235,500	1,664	1,447
42	237,000	1,674	1,456
43	238,400	1,684	1,464
44	239,900	1,695	1,474
45	241,200	1,704	1,482
46	242,600	1,714	1,490
47	244,100	1,724	1,499
48	245,500	1,734	1,508
49	246,900	1,744	1,517
50	248,300	1,754	1,525
51	249,800	1,765	1,534
52	251,200	1,774	1,543
53	252,500	1,784	1,551
54	254,000	1,794	1,560

55	255,400	1,804	1,569
56	256,900	1,815	1,578
57	258,300	1,825	1,587
58	259,700	1,835	1,595
59	261,000	1,844	1,603
60	262,300	1,853	1,611
61	263,600	1,862	1,619
62	264,900	1,871	1,627
63	266,300	1,881	1,636
64	267,600	1,890	1,644
65	268,800	1,899	1,651
66	270,200	1,909	1,660
67	271,400	1,917	1,667
68	272,600	1,926	1,674
69	273,900	1,935	1,682
70	275,200	1,944	1,690
71	276,500	1,953	1,698
72	277,700	1,962	1,706
73	278,900	1,970	1,713
74	280,300	1,980	1,722
75	281,500	1,989	1,729
76	282,800	1,998	1,737
77	284,000	2,006	1,745
78	285,200	2,015	1,752
79	286,500	2,024	1,760
80	287,700	2,032	1,767
81	288,800	2,040	1,774
82	290,000	2,049	1,781
83	291,100	2,056	1,788
84	292,200	2,064	1,795
85	293,300	2,072	1,802
86	294,400	2,080	1,808
87	295,400	2,087	1,815
88	296,600	2,095	1,822
89	297,600	2,102	1,828
90	298,100	2,106	1,831
91	298,100	2,106	1,831
92	298,100	2,106	1,831
93	298,100	2,106	1,831
94	298,100	2,106	1,831
95	298,100	2,106	1,831
96	298,100	2,106	1,831
97	298,100	2,106	1,831

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

ウ 会計年度任用職員医療職給料表(3)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	189,000	1,335	1,161
2	190,600	1,346	1,171
3	192,200	1,358	1,180
4	193,800	1,369	1,190
5	195,400	1,380	1,200
6	197,000	1,392	1,210
7	198,600	1,403	1,220
8	200,300	1,415	1,230
9	201,800	1,425	1,239
10	203,400	1,437	1,249
11	204,900	1,447	1,258
12	206,500	1,459	1,268
13	208,000	1,469	1,278
14	209,600	1,481	1,287
15	211,100	1,491	1,297
16	212,700	1,502	1,306
17	214,200	1,513	1,316
18	215,900	1,525	1,326
19	217,500	1,536	1,336
20	219,000	1,547	1,345
21	220,600	1,558	1,355
22	222,300	1,570	1,365
23	224,000	1,582	1,376
24	225,600	1,594	1,386
25	227,300	1,606	1,396
26	229,000	1,618	1,407
27	230,500	1,628	1,416
28	232,100	1,640	1,426
29	233,600	1,650	1,435
30	235,200	1,661	1,445
31	236,700	1,672	1,454
32	238,300	1,683	1,464
33	239,700	1,693	1,472
34	241,200	1,704	1,482
35	242,600	1,714	1,490
36	244,100	1,724	1,499
37	245,400	1,734	1,507
38	246,800	1,743	1,516
39	248,000	1,752	1,523
40	249,300	1,761	1,531
41	250,500	1,770	1,539
42	251,700	1,778	1,546
43	253,000	1,787	1,554
44	254,200	1,796	1,561
45	255,400	1,804	1,569
46	256,500	1,812	1,576
47	257,700	1,820	1,583
48	258,800	1,828	1,590
49	259,900	1,836	1,596
50	261,100	1,844	1,604
51	262,200	1,852	1,611
52	263,400	1,861	1,618
53	264,500	1,868	1,625
54	265,700	1,877	1,632

55	266,900	1,885	1,639
56	268,000	1,893	1,646
57	269,200	1,902	1,654
58	270,300	1,909	1,660
59	271,400	1,917	1,667
60	272,600	1,926	1,674
61	273,700	1,933	1,681
62	275,000	1,943	1,689
63	276,100	1,950	1,696
64	277,300	1,959	1,703
65	278,500	1,967	1,711
66	279,600	1,975	1,717
67	280,800	1,984	1,725
68	281,900	1,991	1,732
69	283,000	1,999	1,738
70	284,200	2,008	1,746
71	285,300	2,015	1,752
72	286,500	2,024	1,760
73	287,500	2,031	1,766
74	288,700	2,039	1,773
75	290,000	2,049	1,781
76	291,200	2,057	1,789
77	292,400	2,066	1,796
78	292,700	2,068	1,798
79	292,700	2,068	1,798
80	292,700	2,068	1,798
81	292,700	2,068	1,798
82	292,700	2,068	1,798
83	292,700	2,068	1,798
84	292,700	2,068	1,798
85	292,700	2,068	1,798

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第3（第2条関係）
会計年度任用職員消防職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	177,400	1,253	1,090
2	178,700	1,262	1,098
3	179,800	1,270	1,104
4	180,900	1,278	1,111
5	182,100	1,286	1,118
6	183,300	1,295	1,126
7	184,500	1,303	1,133
8	185,800	1,312	1,141
9	187,000	1,321	1,149
10	188,800	1,334	1,160
11	190,400	1,345	1,169
12	192,200	1,358	1,180
13	193,800	1,369	1,190
14	195,400	1,380	1,200
15	197,100	1,392	1,211
16	198,700	1,404	1,220
17	200,400	1,416	1,231
18	202,100	1,428	1,241
19	203,900	1,440	1,252
20	205,600	1,452	1,263
21	207,300	1,464	1,273
22	209,100	1,477	1,284
23	210,900	1,490	1,295
24	212,600	1,502	1,306
25	214,400	1,514	1,317
26	216,000	1,526	1,327
27	217,600	1,537	1,337
28	219,100	1,548	1,346
29	220,700	1,559	1,356
30	222,200	1,570	1,365
31	223,700	1,580	1,374
32	225,300	1,591	1,384
33	226,800	1,602	1,393
34	228,400	1,613	1,403
35	229,800	1,623	1,411
36	231,400	1,635	1,421
37	232,800	1,644	1,430
38	234,200	1,654	1,439
39	235,700	1,665	1,448
40	237,100	1,675	1,456
41	238,600	1,685	1,466
42	240,100	1,696	1,475
43	241,700	1,707	1,485
44	243,200	1,718	1,494
45	244,700	1,729	1,503
46	246,300	1,740	1,513
47	247,800	1,750	1,522
48	249,400	1,762	1,532
49	250,900	1,772	1,541
50	252,500	1,784	1,551
51	254,000	1,794	1,560
52	255,600	1,806	1,570
53	257,100	1,816	1,579

54	258,600	1,827	1,588
55	260,200	1,838	1,598
56	261,700	1,849	1,607
57	263,200	1,859	1,617
58	264,700	1,870	1,626
59	266,300	1,881	1,636
60	267,800	1,892	1,645
61	269,200	1,902	1,654
62	270,800	1,913	1,663
63	272,200	1,923	1,672
64	273,700	1,933	1,681
65	275,100	1,943	1,690
66	276,600	1,954	1,699
67	278,200	1,965	1,709
68	279,700	1,976	1,718
69	281,200	1,986	1,727
70	282,700	1,997	1,737
71	284,200	2,008	1,746
72	285,700	2,018	1,755
73	287,100	2,028	1,764
74	288,500	2,038	1,772
75	289,800	2,047	1,780
76	291,200	2,057	1,789
77	292,500	2,066	1,797
78	293,400	2,073	1,802
79	294,400	2,080	1,808
80	295,300	2,086	1,814
81	296,200	2,092	1,819
82	297,000	2,098	1,824
83	297,300	2,100	1,826
84	297,300	2,100	1,826
85	297,300	2,100	1,826
86	297,300	2,100	1,826
87	297,300	2,100	1,826
88	297,300	2,100	1,826
89	297,300	2,100	1,826

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第4（第2条関係）

会計年度任用職員教育職給料表

ア 会計年度任用職員教育職給料表(1)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	227,600	1,608	1,398
2	229,400	1,620	1,409
3	230,900	1,631	1,418
4	232,500	1,642	1,428
5	234,300	1,655	1,439
6	235,600	1,664	1,447
7	236,900	1,673	1,455
8	238,200	1,683	1,463
9	240,000	1,695	1,474
10	241,700	1,707	1,485
11	243,500	1,720	1,496
12	245,100	1,731	1,505
13	246,700	1,743	1,515
14	248,800	1,758	1,528
15	250,700	1,771	1,540
16	252,700	1,785	1,552
17	254,500	1,798	1,563
18	257,000	1,815	1,579
19	259,400	1,832	1,593
20	261,900	1,850	1,609
21	264,400	1,868	1,624
22	266,900	1,885	1,639
23	269,300	1,902	1,654
24	271,600	1,919	1,668
25	273,800	1,934	1,682
26	276,100	1,950	1,696
27	278,600	1,968	1,711
28	280,800	1,984	1,725
29	283,200	2,001	1,740
30	285,500	2,017	1,754
31	287,800	2,033	1,768
32	290,000	2,049	1,781
33	292,200	2,064	1,795
34	294,500	2,080	1,809
35	296,600	2,095	1,822
36	298,600	2,109	1,834
37	300,800	2,125	1,848
38	302,500	2,137	1,858
39	304,400	2,150	1,870
40	306,200	2,163	1,881
41	307,500	2,172	1,889
42	309,600	2,187	1,902
43	311,600	2,201	1,914
44	313,600	2,215	1,926
45	315,700	2,230	1,939
46	317,900	2,246	1,953
47	320,200	2,262	1,967
48	322,400	2,278	1,980
49	324,600	2,293	1,994
50	327,000	2,310	2,009
51	329,300	2,326	2,023
52	331,400	2,341	2,036

53	333, 600	2, 357	2, 049
54	335, 200	2, 368	2, 059
55	336, 700	2, 379	2, 068
56	338, 300	2, 390	2, 078
57	340, 000	2, 402	2, 089
58	342, 100	2, 417	2, 101
59	344, 200	2, 432	2, 114
60	346, 200	2, 446	2, 127
61	348, 000	2, 458	2, 138
62	350, 100	2, 473	2, 151
63	352, 200	2, 488	2, 164
64	354, 100	2, 502	2, 175
65	355, 900	2, 514	2, 186
66	358, 000	2, 529	2, 199
67	360, 000	2, 543	2, 211
68	362, 100	2, 558	2, 224
69	364, 000	2, 572	2, 236
70	366, 000	2, 586	2, 248
71	367, 900	2, 599	2, 260
72	369, 900	2, 613	2, 272
73	371, 500	2, 625	2, 282
74	373, 500	2, 639	2, 294
75	375, 400	2, 652	2, 306
76	377, 300	2, 666	2, 318
77	379, 200	2, 679	2, 329
78	381, 000	2, 692	2, 341
79	382, 600	2, 703	2, 350
80	384, 300	2, 715	2, 361
81	385, 700	2, 725	2, 369
82	387, 300	2, 736	2, 379
83	388, 700	2, 746	2, 388
84	390, 100	2, 756	2, 396
85	391, 200	2, 764	2, 403
86	392, 700	2, 774	2, 412
87	394, 100	2, 784	2, 421
88	395, 500	2, 794	2, 430
89	396, 700	2, 803	2, 437
90	398, 100	2, 812	2, 446
91	399, 200	2, 820	2, 452
92	400, 500	2, 829	2, 460
93	401, 700	2, 838	2, 468
94	402, 800	2, 846	2, 474
95	404, 100	2, 855	2, 482
96	405, 300	2, 863	2, 490
97	406, 800	2, 874	2, 499
98	407, 800	2, 881	2, 505
99	408, 800	2, 888	2, 511
100	409, 900	2, 896	2, 518
101	410, 800	2, 902	2, 524
102	411, 800	2, 909	2, 530
103	413, 000	2, 918	2, 537
104	414, 100	2, 926	2, 544
105	414, 900	2, 931	2, 549
106	415, 800	2, 938	2, 554
107	416, 700	2, 944	2, 560
108	417, 700	2, 951	2, 566
109	418, 500	2, 957	2, 571
110	419, 400	2, 963	2, 576
111	420, 200	2, 969	2, 581

112	421, 100	2, 975	2, 587
113	421, 700	2, 979	2, 591
114	422, 400	2, 984	2, 595
115	422, 800	2, 987	2, 597
116	422, 800	2, 987	2, 597
117	422, 800	2, 987	2, 597
118	422, 800	2, 987	2, 597
119	422, 800	2, 987	2, 597
120	422, 800	2, 987	2, 597
121	422, 800	2, 987	2, 597
122	422, 800	2, 987	2, 597
123	422, 800	2, 987	2, 597
124	422, 800	2, 987	2, 597
125	422, 800	2, 987	2, 597
126	422, 800	2, 987	2, 597
127	422, 800	2, 987	2, 597
128	422, 800	2, 987	2, 597
129	422, 800	2, 987	2, 597
130	422, 800	2, 987	2, 597
131	422, 800	2, 987	2, 597
132	422, 800	2, 987	2, 597
133	422, 800	2, 987	2, 597
134	422, 800	2, 987	2, 597
135	422, 800	2, 987	2, 597
136	422, 800	2, 987	2, 597
137	422, 800	2, 987	2, 597
138	422, 800	2, 987	2, 597
139	422, 800	2, 987	2, 597
140	422, 800	2, 987	2, 597
141	422, 800	2, 987	2, 597
142	422, 800	2, 987	2, 597
143	422, 800	2, 987	2, 597
144	422, 800	2, 987	2, 597
145	422, 800	2, 987	2, 597
146	422, 800	2, 987	2, 597
147	422, 800	2, 987	2, 597
148	422, 800	2, 987	2, 597
149	422, 800	2, 987	2, 597

備考

- 1 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。
- 2 語学指導等を行う外国青年招致事業により招致する外国青年には、地域手当支給地域外に在勤する場合の報酬時間額を適用する。

イ 会計年度任用職員教育職給料表(2)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	201,300	1,422	1,236
2	203,500	1,437	1,250
3	205,600	1,452	1,263
4	207,900	1,469	1,277
5	210,100	1,484	1,290
6	212,300	1,500	1,304
7	214,500	1,515	1,317
8	216,700	1,531	1,331
9	219,000	1,547	1,345
10	221,500	1,565	1,360
11	223,900	1,582	1,375
12	226,100	1,597	1,389
13	228,600	1,615	1,404
14	230,400	1,628	1,415
15	232,000	1,639	1,425
16	233,500	1,649	1,434
17	235,300	1,662	1,445
18	236,700	1,672	1,454
19	237,900	1,681	1,461
20	239,300	1,690	1,470
21	241,000	1,702	1,480
22	242,800	1,715	1,491
23	244,600	1,728	1,502
24	246,200	1,739	1,512
25	247,800	1,750	1,522
26	249,900	1,765	1,535
27	251,800	1,779	1,547
28	253,800	1,793	1,559
29	255,600	1,806	1,570
30	258,100	1,823	1,585
31	260,600	1,841	1,601
32	263,100	1,859	1,616
33	265,600	1,876	1,631
34	268,100	1,894	1,647
35	270,500	1,911	1,662
36	272,800	1,927	1,676
37	275,100	1,943	1,690
38	277,300	1,959	1,703
39	279,800	1,977	1,719
40	282,000	1,992	1,732
41	284,400	2,009	1,747
42	286,800	2,026	1,762
43	289,100	2,042	1,776
44	291,300	2,058	1,789
45	293,500	2,073	1,803
46	295,800	2,090	1,817
47	298,000	2,105	1,831
48	299,900	2,119	1,842
49	302,100	2,134	1,856
50	303,900	2,147	1,867
51	305,800	2,160	1,878
52	307,500	2,172	1,889
53	308,900	2,182	1,898
54	311,000	2,197	1,910

55	312,900	2,210	1,922
56	315,000	2,225	1,935
57	317,100	2,240	1,948
58	319,300	2,256	1,961
59	321,600	2,272	1,976
60	323,900	2,288	1,990
61	326,100	2,304	2,003
62	328,400	2,320	2,017
63	330,700	2,336	2,031
64	332,900	2,352	2,045
65	335,100	2,367	2,058
66	336,700	2,379	2,068
67	338,200	2,389	2,078
68	339,800	2,401	2,087
69	341,600	2,413	2,098
70	343,600	2,427	2,111
71	345,700	2,442	2,124
72	347,700	2,456	2,136
73	349,600	2,470	2,148
74	351,700	2,485	2,160
75	353,600	2,498	2,172
76	355,600	2,512	2,184
77	357,400	2,525	2,196
78	359,200	2,538	2,207
79	361,000	2,550	2,218
80	362,800	2,563	2,229
81	364,700	2,576	2,240
82	366,400	2,589	2,251
83	367,900	2,599	2,260
84	369,600	2,611	2,270
85	370,800	2,620	2,278
86	372,500	2,632	2,288
87	374,000	2,642	2,298
88	375,600	2,654	2,307
89	376,900	2,663	2,315
90	378,300	2,673	2,324
91	379,600	2,682	2,332
92	381,100	2,692	2,341
93	382,600	2,703	2,350
94	383,900	2,712	2,358
95	385,200	2,721	2,366
96	386,300	2,729	2,373
97	387,300	2,736	2,379
98	388,400	2,744	2,386
99	389,400	2,751	2,392
100	390,400	2,758	2,398
101	391,200	2,764	2,403
102	392,200	2,771	2,409
103	393,200	2,778	2,415
104	394,100	2,784	2,421
105	394,900	2,790	2,426
106	395,900	2,797	2,432
107	396,800	2,803	2,438
108	397,800	2,810	2,444
109	398,600	2,816	2,449
110	399,600	2,823	2,455
111	400,600	2,830	2,461
112	401,500	2,837	2,466
113	402,100	2,841	2,470

114	403,100	2,848	2,476
115	404,000	2,854	2,482
116	404,900	2,861	2,487
117	405,800	2,867	2,493
118	406,500	2,872	2,497
119	407,300	2,878	2,502
120	408,200	2,884	2,508
121	408,800	2,888	2,511
122	409,600	2,894	2,516
123	410,300	2,899	2,521
124	411,100	2,904	2,525
125	411,700	2,909	2,529
126	411,800	2,909	2,530
127	411,800	2,909	2,530
128	411,800	2,909	2,530
129	411,800	2,909	2,530
130	411,800	2,909	2,530
131	411,800	2,909	2,530
132	411,800	2,909	2,530
133	411,800	2,909	2,530
134	411,800	2,909	2,530
135	411,800	2,909	2,530
136	411,800	2,909	2,530
137	411,800	2,909	2,530
138	411,800	2,909	2,530
139	411,800	2,909	2,530
140	411,800	2,909	2,530
141	411,800	2,909	2,530
142	411,800	2,909	2,530
143	411,800	2,909	2,530
144	411,800	2,909	2,530
145	411,800	2,909	2,530
146	411,800	2,909	2,530
147	411,800	2,909	2,530
148	411,800	2,909	2,530
149	411,800	2,909	2,530
150	411,800	2,909	2,530
151	411,800	2,909	2,530
152	411,800	2,909	2,530
153	411,800	2,909	2,530
154	411,800	2,909	2,530
155	411,800	2,909	2,530
156	411,800	2,909	2,530
157	411,800	2,909	2,530
158	411,800	2,909	2,530
159	411,800	2,909	2,530
160	411,800	2,909	2,530
161	411,800	2,909	2,530

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第5（第2条関係）

会計年度任用職員学校栄養職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	175,800	1,242	1,080
2	177,500	1,254	1,090
3	179,000	1,264	1,099
4	180,700	1,276	1,110
5	182,200	1,287	1,119
6	183,900	1,299	1,129
7	185,400	1,310	1,139
8	187,100	1,322	1,149
9	188,600	1,332	1,158
10	190,200	1,343	1,168
11	191,600	1,353	1,177
12	193,100	1,364	1,186
13	194,600	1,375	1,195
14	196,100	1,385	1,204
15	197,600	1,396	1,214
16	199,000	1,406	1,222
17	200,500	1,416	1,231
18	202,000	1,427	1,241
19	203,500	1,437	1,250
20	204,900	1,447	1,258
21	206,300	1,457	1,267
22	207,900	1,469	1,277
23	209,300	1,478	1,286
24	210,800	1,489	1,295
25	212,200	1,499	1,303
26	213,800	1,510	1,313
27	215,200	1,520	1,322
28	216,700	1,531	1,331
29	218,100	1,541	1,340
30	219,600	1,551	1,349
31	221,100	1,562	1,358
32	222,500	1,572	1,367
33	224,000	1,582	1,376
34	225,400	1,592	1,384
35	226,900	1,603	1,394
36	228,300	1,613	1,402
37	229,800	1,623	1,411
38	231,200	1,633	1,420
39	232,600	1,643	1,429
40	234,100	1,654	1,438
41	235,500	1,664	1,447
42	237,000	1,674	1,456
43	238,400	1,684	1,464
44	239,900	1,695	1,474
45	241,200	1,704	1,482
46	242,600	1,714	1,490
47	244,100	1,724	1,499
48	245,500	1,734	1,508
49	246,900	1,744	1,517
50	248,300	1,754	1,525
51	249,800	1,765	1,534
52	251,200	1,774	1,543
53	252,500	1,784	1,551

54	254,000	1,794	1,560
55	255,400	1,804	1,569
56	256,900	1,815	1,578
57	258,300	1,825	1,587
58	259,700	1,835	1,595
59	261,000	1,844	1,603
60	262,300	1,853	1,611
61	263,600	1,862	1,619
62	264,900	1,871	1,627
63	266,300	1,881	1,636
64	267,600	1,890	1,644
65	268,800	1,899	1,651
66	270,200	1,909	1,660
67	271,400	1,917	1,667
68	272,600	1,926	1,674
69	273,900	1,935	1,682
70	275,200	1,944	1,690
71	276,500	1,953	1,698
72	277,700	1,962	1,706
73	278,900	1,970	1,713
74	280,300	1,980	1,722
75	281,500	1,989	1,729
76	282,800	1,998	1,737
77	284,000	2,006	1,745
78	285,200	2,015	1,752
79	286,500	2,024	1,760
80	287,700	2,032	1,767
81	288,800	2,040	1,774
82	290,000	2,049	1,781
83	291,100	2,056	1,788
84	292,200	2,064	1,795
85	293,300	2,072	1,802
86	294,400	2,080	1,808
87	295,400	2,087	1,815
88	296,600	2,095	1,822
89	297,600	2,102	1,828
90	298,100	2,106	1,831
91	298,100	2,106	1,831
92	298,100	2,106	1,831
93	298,100	2,106	1,831
94	298,100	2,106	1,831
95	298,100	2,106	1,831
96	298,100	2,106	1,831
97	298,100	2,106	1,831

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第6（第2条関係）

会計年度任用職員学校事務職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	162,400	1,147	997
2	163,700	1,156	1,005
3	164,800	1,164	1,012
4	165,900	1,172	1,019
5	167,100	1,180	1,026
6	168,300	1,189	1,034
7	169,500	1,197	1,041
8	170,800	1,206	1,049
9	172,000	1,215	1,056
10	173,800	1,228	1,067
11	175,400	1,239	1,077
12	177,200	1,252	1,088
13	178,800	1,263	1,098
14	180,600	1,276	1,109
15	182,200	1,287	1,119
16	183,900	1,299	1,129
17	185,600	1,311	1,140
18	187,300	1,323	1,150
19	189,100	1,336	1,161
20	190,800	1,348	1,172
21	192,500	1,360	1,182
22	194,200	1,372	1,193
23	196,000	1,384	1,204
24	197,700	1,396	1,214
25	199,500	1,409	1,225
26	201,100	1,420	1,235
27	202,800	1,432	1,246
28	204,400	1,444	1,255
29	206,000	1,455	1,265
30	207,600	1,466	1,275
31	209,200	1,478	1,285
32	210,800	1,489	1,295
33	212,300	1,500	1,304
34	213,900	1,511	1,314
35	215,400	1,522	1,323
36	217,000	1,533	1,333
37	218,500	1,543	1,342
38	220,100	1,555	1,352
39	221,600	1,565	1,361
40	223,100	1,576	1,370
41	224,700	1,587	1,380
42	226,400	1,599	1,391
43	228,100	1,611	1,401
44	229,800	1,623	1,411
45	231,500	1,635	1,422
46	233,200	1,647	1,432
47	235,000	1,660	1,443
48	236,700	1,672	1,454
49	238,400	1,684	1,464
50	240,100	1,696	1,475
51	241,900	1,709	1,486
52	243,600	1,721	1,496
53	245,400	1,734	1,507

54	247,100	1,746	1,518
55	248,900	1,758	1,529
56	250,600	1,770	1,539
57	252,300	1,782	1,550
58	253,900	1,794	1,560
59	255,600	1,806	1,570
60	257,200	1,817	1,580
61	258,700	1,827	1,589
62	260,400	1,840	1,600
63	261,900	1,850	1,609
64	263,600	1,862	1,619
65	265,100	1,873	1,628
66	266,800	1,885	1,639
67	268,400	1,896	1,649
68	270,100	1,908	1,659
69	271,600	1,919	1,668
70	272,900	1,928	1,676
71	274,300	1,938	1,685
72	275,600	1,947	1,693
73	276,900	1,956	1,701
74	278,100	1,965	1,708
75	279,200	1,972	1,715
76	280,500	1,982	1,723
77	281,600	1,989	1,730
78	282,500	1,996	1,735
79	283,400	2,002	1,741
80	284,400	2,009	1,747
81	285,300	2,015	1,752
82	285,900	2,020	1,756
83	285,900	2,020	1,756
84	285,900	2,020	1,756
85	285,900	2,020	1,756
86	285,900	2,020	1,756
87	285,900	2,020	1,756
88	285,900	2,020	1,756
89	285,900	2,020	1,756

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第7（第2条関係）

会計年度任用職員特定専門職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	392,000	2,769	2,408
2	440,000	3,109	2,703
3	492,000	3,476	3,023
4	555,000	3,921	3,410
5	634,000	4,479	3,895
6	740,000	5,228	4,546
7	864,000	6,105	5,308

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

第3条　さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第18条　〔略〕 2・3　〔略〕 4　期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）　〔略〕 5～10　〔略〕 （勤勉手当） 第19条　〔略〕 2～11　〔略〕 12　会計年度任用職員の成績率は、<u>100分の105</u>の範囲内で、任命権者が別に定めるものとする。	（期末手当） 第18条　〔略〕 2・3　〔略〕 4　期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）　〔略〕 5～10　〔略〕 （勤勉手当） 第19条　〔略〕 2～11　〔略〕 12　会計年度任用職員の成績率は、<u>100分の107.5</u>の範囲内で、任命権者が別に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

- 1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年1月1日から、第3条の規定は同年4月1日から施行する。

（適用）

- 2　第1条の規定による改正後のさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1から第7までの規定は令和6年4月1日から、改正後の規則第18条第4項及び第19条第12項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

さいたま市規則第 1 2 8 号

さいたま市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給調整手当に関する規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 5 条関係）		別表（第 5 条関係）	
期間の区分	月額	期間の区分	月額
1 年未満	<u>3 1 0, 0 0 0 円</u>	1 年未満	<u>3 0 9, 2 0 0 円</u>
1 年以上 2 年未満	<u>3 1 0, 0 0 0 円</u>	1 年以上 2 年未満	<u>3 0 9, 2 0 0 円</u>
2 年以上 3 年未満	<u>3 1 0, 0 0 0 円</u>	2 年以上 3 年未満	<u>3 0 9, 2 0 0 円</u>
3 年以上 4 年未満	<u>3 1 0, 0 0 0 円</u>	3 年以上 4 年未満	<u>3 0 9, 2 0 0 円</u>
4 年以上 5 年未満	<u>3 1 0, 0 0 0 円</u>	4 年以上 5 年未満	<u>3 0 9, 2 0 0 円</u>
5 年以上 6 年未満	<u>3 1 0, 0 0 0 円</u>	5 年以上 6 年未満	<u>3 0 9, 2 0 0 円</u>
6 年以上 7 年未満	<u>3 1 0, 0 0 0 円</u>	6 年以上 7 年未満	<u>3 0 9, 2 0 0 円</u>
7 年以上 8 年未満	<u>3 1 0, 0 0 0 円</u>	7 年以上 8 年未満	<u>3 0 9, 2 0 0 円</u>
8 年以上 9 年未満	<u>3 1 0, 0 0 0 円</u>	8 年以上 9 年未満	<u>3 0 9, 2 0 0 円</u>
9 年以上 1 0 年未満	<u>3 1 0, 0 0 0 円</u>	9 年以上 1 0 年未満	<u>3 0 9, 2 0 0 円</u>
1 0 年以上 1 1 年未満	<u>3 1 0, 0 0 0 円</u>	1 0 年以上 1 1 年未満	<u>3 0 9, 2 0 0 円</u>
1 1 年以上 1 2 年未満	<u>3 1 0, 0 0 0 円</u>	1 1 年以上 1 2 年未満	<u>3 0 9, 2 0 0 円</u>
1 2 年以上 1 3 年未満	<u>3 1 0, 0 0 0 円</u>	1 2 年以上 1 3 年未満	<u>3 0 9, 2 0 0 円</u>
1 3 年以上 1 4 年未満	<u>3 1 0, 0 0 0 円</u>	1 3 年以上 1 4 年未満	<u>3 0 9, 2 0 0 円</u>
1 4 年以上 1 5 年未満	<u>3 1 0, 0 0 0 円</u>	1 4 年以上 1 5 年未満	<u>3 0 9, 2 0 0 円</u>
1 5 年以上 1 6 年未満	<u>3 1 0, 0 0 0 円</u>	1 5 年以上 1 6 年未満	<u>3 0 9, 2 0 0 円</u>
1 6 年以上 1 7 年未満	<u>3 0 6, 7 0 0 円</u>	1 6 年以上 1 7 年未満	<u>3 0 5, 9 0 0 円</u>
1 7 年以上 1 8 年未満	<u>3 0 3, 4 0 0 円</u>	1 7 年以上 1 8 年未満	<u>3 0 2, 6 0 0 円</u>
1 8 年以上 1 9 年未満	<u>3 0 0, 1 0 0 円</u>	1 8 年以上 1 9 年未満	<u>2 9 9, 3 0 0 円</u>
1 9 年以上 2 0 年未満	<u>2 9 6, 8 0 0 円</u>	1 9 年以上 2 0 年未満	<u>2 9 6, 0 0 0 円</u>
2 0 年以上 2 1 年未満	<u>2 9 3, 5 0 0 円</u>	2 0 年以上 2 1 年未満	<u>2 9 2, 7 0 0 円</u>
2 1 年以上 2 2 年未満	<u>2 8 1, 5 0 0 円</u>	2 1 年以上 2 2 年未満	<u>2 7 9, 7 0 0 円</u>
2 2 年以上 2 3 年未満	<u>2 6 8, 0 0 0 円</u>	2 2 年以上 2 3 年未満	<u>2 6 5, 7 0 0 円</u>
2 3 年以上 2 4 年未満	<u>2 5 4, 5 0 0 円</u>	2 3 年以上 2 4 年未満	<u>2 5 2, 2 0 0 円</u>
2 4 年以上 2 5 年未満	<u>2 4 1, 0 0 0 円</u>	2 4 年以上 2 5 年未満	<u>2 3 8, 3 0 0 円</u>
2 5 年以上 2 6 年未満	<u>2 2 7, 5 0 0 円</u>	2 5 年以上 2 6 年未満	<u>2 2 4, 6 0 0 円</u>
2 6 年以上 2 7 年未満	<u>2 1 0, 5 0 0 円</u>	2 6 年以上 2 7 年未満	<u>2 0 7, 0 0 0 円</u>

27年以上28年未満	<u>193,500円</u>	27年以上28年未満	<u>189,900円</u>
28年以上29年未満	<u>176,500円</u>	28年以上29年未満	<u>172,600円</u>
29年以上30年未満	<u>159,500円</u>	29年以上30年未満	<u>155,000円</u>
30年以上31年未満	<u>142,000円</u>	30年以上31年未満	<u>137,000円</u>
31年以上32年未満	<u>124,500円</u>	31年以上32年未満	<u>118,700円</u>
32年以上33年未満	<u>107,000円</u>	32年以上33年未満	<u>100,800円</u>
33年以上34年未満	<u>87,000円</u>	33年以上34年未満	<u>76,200円</u>
34年以上35年未満	<u>67,000円</u>	34年以上35年未満	<u>51,900円</u>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後のさいたま市職員の初任給調整手当に関する規則別表の規定は、令和6年4月1日から適用する。

さいたま市規則第 1 2 9 号

さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（勤勉手当の成績率） 第 2 4 条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>1 0 0 分の 1 1 2 . 5</u>（条例第 2 7 条第 2 項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>1 0 0 分の 1 3 2 . 5</u>） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>1 0 0 分の 5 1 . 2 5</u>（特定管理職員にあつては、<u>1 0 0 分の 6 1 . 2 5</u>）	（勤勉手当の成績率） 第 2 4 条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>1 0 0 分の 1 0 7 . 5</u>（条例第 2 7 条第 2 項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u>） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>1 0 0 分の 4 8 . 7 5</u>（特定管理職員にあつては、<u>1 0 0 分の 5 8 . 7 5</u>）

第 2 条 さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（勤勉手当の成績率） 第 2 4 条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、任命	（勤勉手当の成績率） 第 2 4 条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、任命

権者が定めるものとする。 (1) 定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の110</u>（条例第27条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の130</u>） (2) 定年前三任用短時間勤務職員 <u>100分の50</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の60</u>）	権者が定めるものとする。 (1) 定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の112.5</u>（条例第27条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の132.5</u>） (2) 定年前三任用短時間勤務職員 <u>100分の51.25</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第24条の規定は、令和6年12月1日から適用する。

さいたま市規則第 1 3 0 号

さいたま市大宮ふれあい福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市大宮ふれあい福祉センター条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第 5 条関係）				別表（第 5 条関係）			
品名	単位	利用料金（ 1 回につき）	備考	品名	単位	利用料金（ 1 回につき）	備考
大型液晶ディスプレイ	[略]	8 4 0 円	[略]	一体型四面マルチビジョン	[略]	1, 2 7 0 円	[略]
[略] オーバーヘッドカメラ		[略]	ディスプレイを含む。	[略] オーバーヘッドカメラ		[略]	テレビを含む。
[略] ワイヤレスセット			[略] ハンドマイク 2 本付き	[略] ワイヤレスセット			[略] タイピン型マイク、ハンドマイク各 1 本付き
[略]			[略]	[略] 1 6 ミリ映画機	1 台	1, 0 5 0 円	[略] スクリーンを含む。
				ステージサイドスポットライト	1 台	3 1 0 円	
[略]	[略]	[略]		[略] 持込電気器具	[略] 1 キロワットにつき	[略] 1 5 0 円	
備考	[略]			備考	[略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年1月20日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後のさいたま市大宮ふれあい福祉センター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の附属設備の利用に係る利用料金について適用する。

さいたま市規則第 1 3 1 号

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 1 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（条例第 2 条第 2 項第 1 号オの規則で定める児童） 第 5 条 条例第 2 条第 2 項第 1 号オに規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 (1) [略] (2) 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号）<u>第 1 0 条第 1 項又は第 1 0 条の 2</u>の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 (3)～(5) [略]	（条例第 2 条第 2 項第 1 号オの規則で定める児童） 第 5 条 条例第 2 条第 2 項第 1 号オに規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 (1) [略] (2) 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号）<u>第 1 0 条第 1 項</u>の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 (3)～(5) [略]
（条例第 2 条第 2 項第 2 号オの規則で定める児童） 第 7 条 条例第 2 条第 2 項第 2 号オに規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 (1) [略] (2) 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律<u>第 1 0 条第 1 項又は第 1 0 条の 2</u>の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 (3)～(5) [略]	（条例第 2 条第 2 項第 2 号オの規則で定める児童） 第 7 条 条例第 2 条第 2 項第 2 号オに規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 (1) [略] (2) 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律<u>第 1 0 条第 1 項</u>の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 (3)～(5) [略]
（条例第 4 条第 1 項の規則で定める額） 第 1 0 条 条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u>	（条例第 4 条第 1 項の規則で定める額） 第 1 0 条 条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、<u>次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第 1 に規定するとおりとし、次に掲げる児童の養育者にあつては別表第 2</u>

- (1) 次に掲げる児童の養育者（以下「孤児等養育者」という。）を除くひとり親等で、加算対象扶養親族等（条例第４条第１項第１号の規定による扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当しない３０歳以上７０歳未満の扶養親族（所得税法に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）以外のものをいう。以下この項において同じ。）及び生計維持児童（条例第４条第１項第１号に規定する児童をいう。以下この項において同じ。）がないとき ２０８万円
ア 条例第２条第２項第１号イ又はエに該当する児童であって、かつ、母がないもの
イ 条例第２条第２項第２号イ又はエに該当する児童であって、かつ、父がないもの
ウ 第５条第３号に該当する児童であって、かつ、母がないもの
エ 第７条第３号に該当する児童であって、かつ、父がないもの
オ 父母が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童
カ 第５条第４号に該当する児童であって、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
キ 第５条第５号に該当する児童
- (2) 孤児等養育者を除くひとり親等で、加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき ２０８万円に次に掲げる額を加算した額
ア 当該加算対象扶養親族等（７０歳以上同一生計配偶者（７０歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。イにおいて同じ。））、老人扶養親族（同法に規定する老人扶養親族をいう。以下この条において同じ。）又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族及び１９歳未満の控除対象扶養親族をいう。ウにおいて同じ。）に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に３８万円を乗じて得た額
イ 当該加算対象扶養親族等（７０歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に４８万円を乗じて得た額
ウ 当該加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に５３万円を乗じて得た額
- (3) 孤児等養育者で、加算対象扶養親族等及び生計維持児童がないとき ２３６万円
- (4) 孤児等養育者で、加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき ２３６万円に次に掲げる額を加算した額

に定めるとおりとする。

- (1) 条例第２条第２項第１号イ又はエに該当する児童であって、かつ、母がないもの
- (2) 条例第２条第２項第２号イ又はエに該当する児童であって、かつ、父がないもの
- (3) 第５条第３号に該当する児童であって、かつ、母がないもの
- (4) 第７条第３号に該当する児童であって、かつ、父がないもの

ア 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に３８万円を乗じて得た額

イ 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に４４万円を乗じて得た額（アの規定（生計維持児童に係る部分を除く。）により算定された額がない場合にあっては、当該乗じて得た額から６万円を減じた額）

２ 条例第４条第１項第２号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 加算対象扶養親族等（条例第４条第１項第２号の規定による扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない３０歳以上７０歳未満の扶養親族以外のものをいう。次号において同じ。）がないとき ２３６万円

(2) 加算対象扶養親族等があるとき ２３６万円に次に掲げる額を加算した額

ア 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）の数に３８万円を乗じて得た額

イ 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に４４万円を乗じて得た額（アの規定により算定された額がない場合にあっては、当該乗じて得た額から６万円を減じた額）

（所得の範囲及びその額の計算方法）

第１１条 条例第４条第３項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法の例による。この場合において、令第３条中「前年の所得」とあるのは「前年の所得（１月から６月までにさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成１３年条例第１８０号。以下「条例」という。）第５条第１項の規定により申請をする場合は前々年の所得、条例第９条第２項の規定により届出をする場合は届出をした日の属する年の前年の所得）」とする。

(5) 父母が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童

(6) 第５条第４号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

(7) 第５条第５号に該当する児童

２ 条例第４条第１項第２号に規定する規則で定める額は、別表第３に定めるとおりとする。

（所得の範囲）

第１１条 条例第４条第１項に規定する所得の範囲は、申請日の前年の所得（１月から６月までに申請するものについては、前々年の所得。条例第９条第２項の規定により届出をする場合は、届出をした日の属する年の前年の所得。以下同じ。）のうち、次に掲げる所得とする。

(1) 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４条第２項第１号に掲げる道府県民税（都が同法第１条第２項の規定によって課する同法第４条第２項第１号に掲げる税を含む。以下同じ。）

第12条 削除

についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）

(2) 条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（以下この条及び第13条において「ひとり親等」という。）が母であるときの当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。）に係る所得（以下「養育費所得」という。）

(3) ひとり親等が父であるときの当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から受ける養育費所得

2 ひとり親等が母である場合にあつてその監護する児童が父から養育費所得を受けたとき、又はひとり親等が父である場合にあつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から養育費所得を受けたときは、ひとり親等が当該養育費所得を受けたものとみなす。

（所得の額の計算方法）

第12条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項

第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額、同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき270,000円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（母を除く。） 270,000円
- (4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号の2に規定する控除を受けた者（母及び父を除く。） 350,000円
- (5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者

(条例第4条第2項の規則で定める特例)

第13条 [略]

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定するひとり親家庭等医療費で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を市長に返還しなければならない。

- (1) 当該被災者（ひとり親等（孤児等養育者を除く。）に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第10条第1項第1号又は第2号で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費
- (2) 当該被災者（孤児等養育者に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第10条第1項第3号又は第4号で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費
- (3) 当該被災者（前2号の被災者を除く。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第10条第2項各号で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(受給資格証の交付申請)

第14条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第1号から第7号までの書類の添付を省略することができる。

3～6 [略]

270,000円

- (6) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額

(条例第4条第2項の規則で定める特例)

第13条 [略]

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定するひとり親家庭等医療費で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を市長に返還しなければならない。

- (1) 当該被災者（ひとり親等（次号に規定する養育者を除く。）に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第1で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費
- (2) 当該被災者（第10条第1項各号に掲げる児童の養育者に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第2で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費
- (3) 当該被災者（前2号の被災者を除く。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第3で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(受給資格証の交付申請)

第14条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第1号から第7号までの書類の添付を省略することができる。

3～6 [略]

別表第1（第10条、第13条関係）

	<u>別表第2（第10条、第13条関係）</u>
	<u>別表第3（第10条、第13条関係）</u>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第10条から第12条までの規定は、令和6年以後の年分の所得の額の計算について適用し、令和5年以前の年分の所得の額の計算については、なお従前の例による。